

第百一回 参議院 文教委員会 會議録 第十六号

(二九一)

昭和五十九年七月二十四日(火曜日)

午前十四時四分開会

委員の異動

七月二十日

辞任

吉村 真事君

補欠選任

柳川 覺治君

出席者は左のとおり。

委員長

長谷川 信君

理事

杉山 令肇君

田沢 智治君

久保 亘君

吉川 春子君

委員

大島 友治君

蔵内 修治君

山東 昭子君

世耕 政隆君

林 健太郎君

柳川 覺治君

粕谷 照美君

本岡 昭次君

安永 英雄君

中西 珠子君

小西 博行君

美濃部亮吉君

国務大臣

文部 大臣

森 喜朗君

政府委員

文部大臣官房長

文部省高等教育局長

文部省學術國際局長

而崎 清久君

宮地 貫一君

大崎 仁君

事務局側

常任委員会専門員

佐々木定典君

説明員

文部大臣官房文書施設部長

佐藤 讓君

本日の会議に付した案件

○日本育英会法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(長谷川信君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

前回に引き続き、日本育英会法案を議題とし、質疑を行います。

まず初めに、去る十九日の本岡君の質疑に対する文部省の答弁の一部に、趣旨の徹底を欠く点がございましたので、宮地局長から発言を求めます。宮地局長。

○政府委員(宮地貫一君) 前回の答弁に趣旨の徹底を欠くところがございましたので、まずその点について御説明申し上げます。

学習成績の評定の文章記述の問題でございますけれども、昭和五十七年三月に、日本育英会は理事会におきまして、大学予約の学習成績の評定につきまして、文章記述を廃止することを決定したのでございますが、このことを文書による通知によらずに、理事長が支部事務長会議で口頭で指導を行ったところでございます。

これは、昭和五十年三月二十八日に理事長名で各支部長に文書による通知を發しまして、学習成績の評定については、文章記述が可能な場合は、それに従つてよいとしたしておりますことを、大学予約について廃止するための処置としたしまして、文書により通知を出すべき事柄ではなかったかと考えておるわけでございまして、そのことを欠きましたことは、事務処理として適切では

なかったと考えております。

文部省といたしましても、日本育英会の事務処理が今後適切に行われますよう十分指導いたしました、かように考えております。

次に、第二点といたしまして、この理事会決定がありましてもかわりませず、奨学生推薦調書の学習成績の評定についての文章記述を速やかに削除をしないことは、事務処理の適切を欠いたものでございまして、極めて遺憾でございまして、その事務処理については速やかに適切に処理するよう指導いたしたい、かように考えております。

なお、文部省といたしましても、指導の至らなかつた点は十分反省をいたしまして、このため一部の学校で混乱が生じた点については、教育的な配慮から誠意をもって対応いたしたい、かように考えております。

なお、第三点といたしまして、高校奨学生の推薦調書については、学習成績の評定について文章記述を昭和五十年三月の通知により適用されているわけでございまして、五十七年三月の理事会では何らの変更も行われなかつたわけでございまして、事実上、口頭で学習成績の評定の文章記述をやめさせているとの御指導につきましては、事実関係の調査を行ひまして、そのようなことが行われておるとすれば、今後そのようなことがないよう日本育英会に対して指導をいたしたい、かように考えております。

なお、現在、大学予約については文章記述は認めていないわけでございまして、推薦調書の記載においてもそれを明確にいたしたいと考えております。

次に、日本育英会の奨学生の採用は、国の育英奨学事業としての事務を執行する日本育英会が適切に実施をする必要があるわけでございまして、

制度改正の機会に適切でない事務処理が行われることのないよう今後十分指導してまいりたい、かように考えております。

○本岡昭次君 今の宮地局長の説明によつて、一応十九日の質問を中断せざるを得なかつた日本育英会奨学生の学習成績の評定の文章記述についての経緯は明らかになりましたので、今の経緯に従つて三点ほど確認の意味も含めて質問をいたします。

まず、その第一は、学習成績の評定の文章記述問題について、理事会決定に基づく事務処理が適切を欠き極めて遺憾であつたというように述べられていた点であります。適切を欠き極めて遺憾と言わざるを得ない事務処理がされたことについて、これは内部の問題であります。文部大臣としてこの点について今後どのように処理されようとしているのか、大臣の所見を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(森喜朗君) ただいま局長から、このたびの経緯につきまして先生に御説明をさせていただいたわけでございます。推薦調書が二月に印刷されておりましたことや、大学予約について文章記述を実施しておりましたのが一県二校のみであつた等という事情もございまして、推薦調書の表記を残しながら当該県の支部に口頭で説明をして廃止を勧めることとした、こういうことで趣旨が徹底をしないで混乱を招いた、私は、そういう意味で極めて事務処理に適切さを欠いておる、私もそのような判断をいたしております。その点については極めて遺憾でございまして、実質的には、この具体的な事務処理ということは、これは日本育英会にゆだねてあるわけでございまして、今後、育英会と文部省との間の事務的な指導体制といひましようか、それがいささか遺漏が多かつたと、こういうように、このたびの先生の御指摘

から、いろいろ調査をいたしますと、そのように私も感じました。

ただいま、局長から申し上げましたように、今後とも十分適切な指導をしていかなきゃならぬ、とりわけ奨学金を期待をする生徒さん、あるいは学生、あるいは、また、そのお世話をする学校、そういう立場と、そして、お世話をする育英会、それをまた指導する文部省、ここがお互いに信頼をもちつつと持っていなければ、事は教育上でございしますから、しかも、教育基本法、憲法の精神を具體的にあらわしていく大事な教育の根幹をなすべき政策であるというふうに私も判断をいたしておりますので、その点については極めて不適切であつたということを私からもおわびを申し上げ、むしろ、この点について先生から御指摘をいただいたことは大変ありがたかつた、こういうふうに考えておりまして、十分、今後とも注意をいたしてまいりたい、このように私としては考えております。

○本岡昭次君 第二点として、今、文部大臣の答弁にもありましたように、これは内部の問題でありますから、今後の問題は文部省と日本育英会に預けるとしまして、この不適切な事務処理によって生じた教育現場での無用な混乱に対する責任をどうするかという問題であります、これについては宮地局長の方から、教育的配慮を誠意を持って行っていきたいという意味合いのことがございまして、その問題は、私の方から実名を挙げますと、兵庫県の私立園田学園の学生が、この問題に端を発して日本育英会の奨学生不採用となつて、今、日本育英会を相手取って裁判を起しているという事柄が、一番典型的な問題であると思っております。

○政府委員(宮地眞一君) そのように御理解を賜

りまして結構でございます。

○本岡昭次君 第三点として、今の経緯の中で明らかになりましたように、大学の奨学生採用については、学習評定を文章記述することについて五十七年の三月一日の理事会でこれをやめるということを決まされております。そのことは、私は、その決定そのものはやるべきでない、こう思いますが、しかし、決定した事実は事実として、それを認めた上での論議をします。

その際、高校生についての学習評定の文章記述という事柄については触れていないわけで、したがって、現行法では五十年三月二十八日の理事会決定が生きています。そうしますと、現行法下の現在では、高校生の奨学生採用に当たつて学習評定を文章記述するということについて方針の変更がないわけですから、かかるに、学校現場では高校生の奨学生採用について三・五とか四・〇とかいう評点を点数であらわさなければ採用しないという形の強硬な現場指導が行われて、それまで文章記述をしていた学校が次々と点数に書きかえられていく、書きかえなければ奨学生として採用しない、こういう傾向というのか、そういうようなものを合めて指導しています。奨学生に採用されてお金をもらいたいという方と、お金を渡す方が、そういう形でやりとりされたということについて大変不愉快に思いますし、当然、お金をもらう側の方が弱くなつて、それでは仕方がないということ、点教に次々とかえられていったという、この事実、私は許しがたい、こう思っております。

しかし、今、そのことを私は蒸し返して論議したくありません。問題は、今、審議しているこの新法においても、当然、五十年三月二十八日の理事会決定が生きていて、学習評定の文章記述が可能な場合にはそれに従つてもよいということ、高校生の奨学生採用についての願書、調書が弾力的な運用をされる、そのことを文部省が認めることによつて、私は、過去の問題も、そのことによつて生じた問題についても解決ができるのではな

いか、こう思います。したがって、このこの場で、文部省として、高等学校の生徒についての奨学生採用に当たつて学習評定を文章記述にすることが可能な場合はそれに従つてもよいということ、ここで正式に確認をしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(宮地眞一君) その点は、新しい法律が成立をいたしました場合の考え方といたしましては、当然にそのことを引き継いでいくものというぐあいに、私もそういうような対応を育英会にも指導したい、かように考えます。

なお、御議論のございましたように、生徒の有する多様な能力をより適切に評価する方法については、さらに今後とも積極的に検討してまいりたい、かように考えております。

○本岡昭次君 高校生は、そのように、点数の評定によらずとも、文章で書ける場合は文章で書いてよいということ、これを公式の文教委員会に言つていただいたことは、私は奨学制度そのものについての一つの大きな前進であり、文部省の一つの英断であるというふうに思つて評価をします。

そこで、この際、大学生の学習評定のあり方についてまただしておきたいと思ひます。

高校生はいいが、大学生はだめだという、その論理の問題について、きょうは論議する余裕はございません。ただ、十九日の私のこの種の問題の質問に対して文部大臣が、三・二とか三・五とかいう数字というものは、どうもはっきり言つて余りいい方法だと思つていません、文部大臣もこう言われた。さらに、奨学資金というものは、それぞれの学校で推薦をして、その奨学生を採用していくんだから、学校が自主的によく考えて、それぞれのケース・バイ・ケースで採用するということがあつてもよい、このようにも述べられ、最後に、私は先生の御趣旨はむしろ正しい方向だというふうに考えています、このように速記を起しますと明確に書いてあります。

私は大変結構なことだ、こう思ふんですが、この文部大臣のこの委員会における答弁の趣旨に沿つていけば、高校生はいいけれども大学生はよくないという理屈は成り立たないわけでありまして、大学生についても点数だけで区切つていくというようなことはよくない、まして、今、教育改革問題が論議されている中で、偏差値教育をなくしていかなきゃいかぬ、点数で人間の値打ちを決めるようなことをやめてはいけぬ、人柄をもっと大切にせよといふか、もつと教育は多様化し、弾力化しなければならぬ、いろんなことが言われるわけで、そういう観点に立てば、この奨学生採用の問題についても、点数による基準によつて採用の決定をしていくというふうなことは現在の教育論議の方向にも合わない、文部大臣の私に対する答弁は、そういう意味で私は立派だと思ひ、そのようにしてもらいたいと思ひますが、しかし、事務局の方は、大学生はそういうことはしたくない、こう言つておられるわけで、大臣と事務局との間にそこを考え方なり具体的な事務の進め方に差異があるわけですね。

それで、私はここで提案したいんですが、大学生も当然そうやれということは今ここで言つて論議してもなかなか明かかないと思ひます。せめて大学生の奨学生採用についても、この三・五とか三・二とかいう点数による学力基準決定という硬直した型じゃなくつて、もっと多様な方法もあり、そしてその基準の問題についても、今後、さらに検討して改善をしていきたいという趣旨の答弁が当然なければ、大臣答弁と、このことを具体的に進めていくとする文部省内における一致が見られないわけですが、この点についていかがでしょうか。

○國務大臣(森喜朗君) もし、必要でございましたら事務的には局長から申し上げた方がいいかと思ひますが、私も、基本的には、人間を数字で評価するという、こういうやり方というのは、これは教育上好ましいことではないというふうに私自身は、そういう持論を持っております。したがつて、先般の先生からの御質問に対しても私は同じような考え方を持っておりますというふうに申し上げ

たわけでございます。しかし、大学生の現実に奨学生を採用するという基準をその判断の基準というのには非常に難しいと思います。九〇%を超えている高等学校とは違っておりまして、大学進学率というものは三五%をちょっと超えるぐらいでございますし、そしてまた非常に、それだけの需要といましようか、要望する方々も多い、その判断を、恐らく一つも、仮に高等学校で予約制などをやる場合についても、日本人というのはいさようめんな性格ですから、理屈だけで文章表現をしていけば、同じ人が同じ時間に判断をしたものとは違ってくる面もある。そこに個人的な感情が入っているというふうな面も批判されてくるだろう。今度、それが大学間のバランス、高校間のバランス全部違ってくるわけで、結果的に非常に複雑である。しかも、対象の数が大学生の場合非常に多い。それから、事は事務的に、育英会の職員の方々がいろいろな処理をやっているかなければならぬ、できるだけ早く出してあげなきゃならぬという時間的な課題もある。そういうふうな考えますと、点数である程度判断をせざるを得ないというところ、これも現段階では御理解をいただきたい、こう思うわけでございます。しかし、基本的には、個人個人によつて、事情、家庭状況がいろいろあるだろうと思ひますし、それぞれ学生の個人的な立場もあるでしょうし、そういうようなことも、できる限り話としては聞いてあげたい、その面接等も、これは十分やってもいいなというふうな気持ちも私は持っております。しかし、現段階では、今ほど申し上げたような事柄から、数字である程度判断することが、日本人として割と割り切れるという、どうも話し合つてやるといふのはなかなかうまくいかない、点数でぴしと出てくると、野球でも普通のスポーツでもそうですが、数字で出てくると、これはやむを得ない、じゃあこれで決まると、案外、これも割り切れる。日本人の感情というものも入るんだらうと思ひます。しかし、だからといって、あくまで、この点数だけで、今後とも絶対これでやつて

いくべきなんだと、こういうことも私はいかたがなにかと考へておりますので、先生の御質問の中にも含まれておりましたけれども、やはり、さまざまな工夫を今後とも考へていくべきだと思ひますし、そういう意味では検討を加えることが必要であらうというふうには私は現段階で申し上げておきたい、こう思ひます。

○本岡昭次君 検討が必要であると、こういうふうにおきたいと思ひます。そして、この検討をぜひとも行つていただきたいということで、この問題、もつとも質問したいんですが、ほかにありますので、一応、私が質問したことについて中断しました事柄についての事後処理の問題は終わっております。

それで大臣、また今から私が言う、またあなたには不快だと思ひますけれども、私も、十九日の私の質問に対して、大臣が、私も、できるだけ正確に今度は言わなきゃいかぬと思ひまして議事録を起しました。大臣が、このくらい明確に申し上げておられますことをおしかりいたす、こうおっしゃつておられるんですが、私も、大臣に不快な思いをさせたとなれば、大変これは申しわけないと、こう思ひますが、私は政治家として経験も非常に浅いので、大臣から不快な思いがあるというふうなことを言つてもいい、またある意味では名譽かも知れませんが、私も、これからは、私のために、一体、何があなたを不快な思いにさせたのかというところについてひとつここでお教えをいただきたい。

○国務大臣(森喜朗君) 私が申し上げたことで先生が大変不快な思いを……

○本岡昭次君 いや、私じゃない、あなたが不快なんだ。

○国務大臣(森喜朗君) いや、ただいまのお話でそういう感じがいたしました。これについてはまことに申しわけないとおわびを申し上げます。先生が、その後、そのことについて大変お氣にさわ

つておられるということも文部省の職員から伺いましたので、私も速記録を一生懸命に起こして、どうも私は当時申し上げた気持ちを、ちょっと先生も個々のいろいろな問題も前段にございまして、いささか御理解をいただけたらなかならうと、こう思ひますが、私は私学の助成法、余計なことを申し上げるかもしれませんが、この法律を私もつくつたんです。当時、端的に言つて、財政当局、文部省当局も、これについては余り積極的ではなかったという当時の経緯がありまして、私自身もこの法律をつくりました提案者の一人でもございまして、とても、私学助成については、大事な政治の、私にとつても大事なステータスだというふうには考へておりました。そういう中で、私学助成が非常に思ひように進んでいないということについては、私自身も大変残念に今日思つておるところでございまして、そういう立場で、行革審の委員会報告は、これは審議会に報告したプロセスでありますから、文部大臣という立場では、国務大臣という立場では、今、この立場でとやかく論ずるという立場は、今、この立場でとやかく論ずるという立場は、差し控えたいというふうには私は申し上げたつもりです。しかし、文部大臣としては私学助成を大事にしていかなくやならぬという気持ちは、常々、もう、この国会でも、いろいろな委員会でも、私は予算委員会当時からも申し上げておるわけでございまして、そういう意味で、私もプロセスとして、今、とやかく申し上げるということとは控えたいけれども、しかも、今度の予算では大変厳しいだろうという先生の御指摘から見て、そういうことと考へて、先生とまさに同じだと、私はこう申し上げておるはずなんです。そういう同じ立場の中で、行革審が私学を引き続き抑えるということについては文部大臣として私も、ここに「も」という並列でございまして、私も大変不快な思いがしておると、こういうふうな申し上げたんです。が、先生の御意見に対して、愉快とか不快という意味ではなかったわけでありまして、その点に

ついてはちよつと当時は、やはり少しお互いに疲れてもりましたので感情が高ぶつた——疲れたというの、局長とのやりとり、いろいろなございまして前段がございまして、そういう意味で御理解を得なかつたんだらうと、こう思ひまして、先生のお言葉に対しては不快というふうには申し上げたというふうにお受けとめになられたということでもございまして、適切な言葉ではなかつたと思ひますのでおわびを申し上げますが、そういう意味で、私学全体がいい方向の委員会の報告ではないと、こういう意味であなたと同じように私にも不快に感じておりますと、こういうふうな申し上げたわけでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○本岡昭次君 私も、善意に解釈をさせていただきます。と、この私学の助成金を削り、四十人学級はおくらせろ、教職員はふやなすというふうな、文教予算をぶつた切なるような、こういう行革審の小委員会の答申についてお互いに不快だと、こう感じたんだと、思つたんだというふうな理解をいたしておきます。それは後で次の機会にまたやらしてもらいます。それでいいんです。そこで、次の問題に入ります、この現行法の特別推薦について伺つておきます。

従来、大学一般貸与において実施されてきたこの特別推薦について、新制度になれば、今論議している、この新しい法律下における大学奨学金の場合は、特別推薦はどうなるんですか。

○政府委員(宮地寛一君) 新しい制度になった場合に、この特別推薦についてどう考へるかというお尋ねかと思ひますが、考へ方としては、その特別推薦というものを新しい制度においても引き続きその考へ方を踏襲していくということを基本的に考へております。

○本岡昭次君 踏襲する場合に、第一種、いわゆる無利子の場合に設定するのか、第二種の有利子の方に設定するのかということですか。

○政府委員(宮地寛一君) 基本的には無利子貸与制度について踏襲をするという考へ方でございます。

す。

○本岡昭次君 結構でございます。それでは次に、家計基準の問題なんですが、この家計基準ですね、収入の総額は引き上げられておりますが、問題は主たる家計維持者、例えば父親なら父親の収入のみに私は限定をすべきではないかと思ひます。しかし現在では、同居の兄弟姉妹の収入についても合算をされた家計基準になっていると、こういうことなので、それでは長男の場合には受けられても、長男が働いて、兄の収入と父親の収入と合算をして、基準を超えて、弟は受けられないというふうな問題も起こってくるし、その家計基準というふうな問題は扶養者、被扶養者というふうな関係の中で生じるべきものではないかというふうに思ひます。だから、どう考えてみても、同居の兄弟姉妹、そうした収入まで合算して、基準を上回っているからだめだというのは理屈に合わないと思うんですが、この点いかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘のように、現在は、家計の基準に合致しているかどうかの判断に当たりまして、同一世帯ということでの対応をしているわけでございます。その点についての取り方についていろいろ問題があるのではないかと、御指摘かと思ひますが、さういふ点については、現在育英会が対応しております考え方としては、世帯ということでは、生計を一にする家族の世帯という考え方では、生計を一にする家族の世帯という考え方では、その点については、今後制度が改正をされまして、その考え方については現行の考え方から立たざるを得ないかと思ひます。

その世帯の所得水準の把握の仕方そのものにつきましても、これはその基準が適切であるかどうかという点については、なお、今後、それぞれそのときの全体の所得水準については適時検討は加えられていかなければならないものというぐあいに考えておりますが、さらに、今、先生御指摘の点について、それは同一世帯ということではなしに考えるべきではないかという御指摘でございます。

ますが、その点についても将来の検討課題としてはあり得るかと思ひますけれども、ただいまの時点では、所得制限の金額を高めるということについて、それぞれ、例えば本年度はその基準を引き上げてきておりますが、その基準の引き上げということがまず当面の目標であるというぐあいに私も理解をしておりますので、その点が改善をされた後において検討をされるべき課題になるんではないか、かように考えております。

○本岡昭次君 いや、それはおかしな思ひ方です。その基準を五百七十万とかあるのは六百万、七百万と上げていくということと、同一世帯の所得水準という問題について、奨学金を受けたいという学生からすれば、兄貴の所得とか姉の所得とかいうふうなものまで合算されて、そして、君のこの家庭全体がこれだけ所得があるから受けられないというのは、これはもう基本的な考え方じゃないですか。やはり、扶養する者と扶養される者の関係において、その所得水準がどうであるかというのを考えなければ、こんなおかしな話は通用しないと思うんですが、文部大臣、どうですか。直ちにこれは再検討すべき事柄だと思ひますが、文部大臣、どうですか。うなずいてばかりいないで文部大臣の所見を……。

○政府委員(宮地貫一君) 考え方としては、同一世帯ということでは把握をしているわけでございまして、もちろん、この奨学金の出し方については、考え方はいろいろあるかと思ひますが、前回の御質疑でも指摘がございましたように、例えば、学生の標準生活費というものをまず設定をして、それに対してそれぞれ扶養し得る者が家計でどれだけ負担し得るかという事柄に依じて奨学金というものを出すというふうな考え方もあるわけでございまして、いろいろな点で、家計の基準あるいは奨学金の出し方というものについて、いろいろ考え方はございますけれども、現時点では私も育英会の現在とっております考え方からすれば、例えば、特別の事情というふうな

ところで、父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯であるという場合については特別控除額をそれぞれ対応するというところで、相当きめ細かく、世帯の構成をしております構成員に応じて控除額というものもいろいろ配慮はしておるわけでございまして、考え方としては、ただいまの時点では、生計を一にする家族の世帯という考え方をしていこうと思ひます。

○本岡昭次君 そうすると、この家計基準のとり方について、この同一世帯というのは、兄弟とか、あるいは同居している人たちの収入を合算していくという方法については、将来は検討しても、直ちにこれを考え直す意思はないという、こういうことなんですか。簡単に、もう説明はよろしいからそれだけ言ってください。

○政府委員(宮地貫一君) 現時点の考え方は先ほど御説明したとおりでございます。例えば、そういう所得を得ている者がいる世帯の場合には、特別控除額というものを、父母以外の者の所得一人につき二十九万四千円という今の定め方でございまして、そういう特別控除額というところで、ただいまのところは対応しているという形でございまして、現時点ではその考え方、新しい制度に移りました場合にもそういう考え方でありたいと、かように考えております。

○本岡昭次君 時間がなくて、それ以上追及できませんけれども、将来の検討と言っているけれども、将来の問題じゃなくて、これは絶対おかしな思ひます。社会的な常識から見ても、このような形で家計基準をとるといふのが、何か日本育英会の仕事の非常にこそな感ぜがして仕方がないんです。この点は早急にひとつ改めてもらいたいという要望をして次に入っていきます。

それで、利子補給金の問題について質問します。利子補給金が今後十年間で累計幾らになるのか、また二十年間でその累計は幾らになるか、それを数字だけおっしゃってください。

九百万でございます。六十年度が九億八千八百万、六十一年度が二十三億二千四百万、六十二年度が四十一億九千八百万、六十三年度が五十六億五千二百万、六十四年度は六十八億六千三百万、六十五年度が七十九億二千四百万、六十六年度が八十八億八千二百万、六十七年度は九十七億五千七百万、六十八年度は百五億四千八百万。さらに二十年後の昭和七十八年度で見ますと、百三十八億二千万という数字になる見込みでございます。

○本岡昭次君 今、累計をおっしゃいませんでしたけれども、十年間で百五億四千八百万、十年間の累計が五百七十三億三千五百万円になるという予定。それから、さらに二十年間に引き延ばすと、総計が約千八百七十億二千二百万円になります。

そこで問題は、十年後には利子補給が単年度で百五億というところで百億を超えて、以後ずっと百億の利子補給を続けていかなければならぬ。こういうことになってきた場合は、この利子補給そのものが一つの問題になってきて、利子補給を減らせという圧力が当然かかってくると思ひます。これは三つの利率でこれだけの利子補給をしていかなければならぬわけですから、この利子補給の金額を減額していくと思ひます。この三つの利率を四、五と引き上げていくことによって、財政投融資から借り入れてくる七・一％ですが、それとの差を縮めていかなければ財政負担の軽減はできないということが当然これは考えられるわけです。

そこで大臣にひとつ答弁をいただきたいんですが、今、私が言いましたような心配の中で、三つの利率という問題について、私は必要がないという立場をとっているものから、三つの利率を下げていく努力というものは、これから大いに考えていっていただかなければならぬと思いますが、この利子補給という立場から見れば、今、言ったような利子補給が一つの圧力になってきたときに、予算に対して、この利率を引き上げるとい

定の計算は、先ほど来申し上げているような数字になるわけですが、全体の、私ども、この育英奨学事業全体で申し上げます、これは既に前にもお尋ねがあつてお答えをしたわけですが、無利子貸与制度と有利子貸与制度全体で対応をしておるわけでございます、無利子貸与事業については、もちろん、今後、財源としましては、政府貸付金と返還金を充當することになるわけでございます。

返還金が、順次年度を追って返還金がふえてくるという形がございますので、利子補給金がふえることになりまして、全体として一般会計の負担額としては返還金充當額がふえることによつて、その点は対応し得るということで御説明をいたしてきておるわけでございます、もちろん、この返還金も広い意味で言へば、従来の政府貸付金の累積といひますか、そういう形のものでございますので、広い意味では、そういう政府の貸付金の全体の枠の中で使われるものでございまして、財源的に申せば返還金充當額は今後順次ふえていくことによりまして、利子補給金の負担額をその点で十分トータルで議論をいたしますれば、この無利子貸与、有利子貸与全体からすれば、人員をふやし、かつ財源的には、私ども、例えば学年進行完成年度までについては、少なくとも、ただいま御提案申し上げておりますような三割の金利ということなどについて動かす考えは持つていないということを基本的に踏まえて、この制度を御提案を申し上げておるわけでございます。

○本岡昭次君 もう時間が来ましたので、今の説明ではよくわからないので、それを係数的にきちっと整理をして、そして私が今疑念を持つて居るうちに、最後はこの利子補給が非常に重圧になつてくる。そして、ある段階では、それでは利子補給をそれだけ出すのなら、それは無利子貸与でやつていっても同じことではないかというこの疑問に對して、そうではないのだということに五十九年から七十八年まで二十年間にわたつて利子補給の見込みを出していただいておりますから、

同じように、一体、奨学生の人数が、あるいは返還金はどういうふうに移すをしていくのかという問題を明確に示していただいて、私の疑念が晴れるような資料を提出していただきたいと思います。そのことはいかがでしょうか。

○政府委員(宮地實一君) 十分、お尋ねの点について御説明ができますような資料について御説明をさせていただきます、かように存じます。

○本岡昭次君 それではもう時間が参りましたので私はこれで終わらせていただいて、今、いただいた資料に基づいて検討させていただきますと思います。終わります。

○久保直君 私は、最初に、先般、慶應大学の委託研究費の問題についてお尋ねをいたしました際に、国立大学の場合には大学会計に入ることになつてから、このような問題は起こりようがないという意味の御答弁をいただいたのでありますが、その後、東京工大の工業振興会について慶應大学の報告と同一ような取り扱いが行われていることが報道をされております。この東京工大の財団法人工業振興会について、文部省は、これまで、このことについては全く関知されておらなかつたのか、そしてこの問題が公にされてから、どのような御調査になつておりますか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(大崎仁君) 財団法人工業振興会は文部省の所管の法人でございます。それで、事業の内容といたしましては、大学の研究の援助あるいは受託研究、委託研究のあっせん、あるいはみづからの調査研究の実施というようないふことが内容になつておるわけでございますが、実は工業振興会の事業報告等を担当の課で見つかりました時点で、委託研究を、担当の会社から受け入れているということがあるとして、その実情等について関係者のお話も伺つてきたという経緯があつたやうでございます。

それで、その内容を申し上げますと、企業等から研究の委託を工業振興会自体が引き受けておやりになると、ただ企業は特定の先生の特定の研究課題

というもののにお金を出すと、それで先生方はその工業振興会の調査員になることを承諾をして、いわば振興会の事業という形で研究をおやりになるというふうな姿をとつておられるわけでございます。ただ、先生が現実に大学で仕事をされる、実験等をおやりになる金につきましては工業振興会からさらにその分についてだけは正式に委任経理金として、約一割程度の額でございますが、払い込むというふうな姿でやつておりますということがわかりまして、いろいろ御工夫になつておられる点もあるわけでございますけれども、やはり一つは工業振興会自体が調査、研究をおやりになつておるというふうな構成をされることに若干の無理があるのではないかと、一つ、それから

もう一つは、その委託契約の内容を、正式な契約書の取り交わしというものはございまして、研究結果の報告というものは必ずしも義務づけられていないというふうな状況がわかりましたので、この点は、むしろ実態は研究援助の色彩、研究奨励的な色彩が強いのであるから、むしろ直接は大学に奨学寄附金として受け入れた方がよろしいのではないかと、このような議論を担当課でしておつたやうでございます。

それで、私、先生に御答弁申し上げました時点で、そういうやりとりがあつたことを把握しておりませんので、その点についての言及をいたさなかつたのは不行き届きであつたわけでございますが、そういう過程で奨学寄附金として大学に正式に受け入れるということで大学側も法人側もそういう措置をとることに先般決めた、こういうことになつております。

○久保直君 端的に答えていただきたいんですが、財団法人工業振興会のやり方は、文部省の指導方針である四十五年文部省通達に反するのがある。それはその範囲内なのか、それはどうですか。

○政府委員(大崎仁君) 趣旨には反するのではありません。かといふことで改善の措置を講じていただいだ、こういうことでございします。

○久保直君 工業会の方ではいろいろ言われるんで五年以内には改めようと、こういう方針を理事会で決定されたと言われておりますけれども、その文部省の通達に反するものを五年以内には改めようというふうなことで、えらい文部省としては手ぬるいんじゃないですか。それと私、あなたが今いろいろと一つの便法として東京工大が戦後ずつとやつてきたこの工業振興会による企業からの研究費の受け入れとその使い方について何か半分認めたような、そのやり方にやむを得なかつたものがあるような言い方をされてきたけれども、こういうことを言われたのでは文部省もそう簡単にこれを認めるわけにはいかないんじゃないですか。

「十数年前まで、事務所は大学構内にあり、」そのころまでは学長がこの振興会の会長で、戦後ずつと「毎年、会計検査院の検査を受けていた。そのたびに正規の大学会計ではない資金として、冷たい扱いを受けてきた。国会で本格的に問題にされようになつたこともある。私らは」この工業振興会の人たちです。「私らは結局、赤穂浪士の天野屋利兵衛のような立場で、先生らは四十七士の立場。無事、研究の成果を上げて本懐を遂げられるのを陰ながら手助けするのが私たちの役目だ。吉良上野介の問者が、検査院や国会にあたるが、私らはそれから先生たちを守つてきた。これがこの工業振興会の幹部の発言です。国会や会計検査院というのは吉良の問者だ、先生たちの研究を守つてやるために私たちが天野屋利兵衛になつて防いできたんだ、こういうことなんです。が、こういうことを発言をされておつて、なおこの工業振興会のやり方というのは文部省としてきちつと指導できないようなものなんです。何かあまいなことをすつとやつておられるやうですが、私は大変不思議なんです。それと、文部省に私聞いておきたいんですが、こういう便法をとらなければ学者が研究の本懐を遂げることができない、自由な研究ができない、こういうことを言われておるんですが、大学の先

ことは、日本の教育上、極めて私はこれは好ましいことではないというふうに、今の時点で先生と局長のお話を聞きながら、そんな感じをいたしましたので、少し文部省としても、そういうことを、余り学問上制約をしないということは大事でありまして、何らかの新しいやり方というものは少し検討をしていく必要があるというふうに私は現時点では申し上げたい、こう思います。

○久保亘君 この問題についてはまた少し時間をかけて、いろいろ私もお尋ねをしたいと思うんですが、とにかく国立の大学が国会や会計検査院を問者と見立てて、そしてこれを警戒しつつ、その委託研究費を企業から受けてそれを研究に使う、そうしなければ学者のすぐれた研究成果が得られないということだと言われているんですから、それならば私はやっぱり全体にわたって研究してみたいという問題があるんじゃないかとこう思うんです。

【委員長退席、理事田沢智治君着席】

だから、この点について文部省は、東京工大の問題、私立における慶應大学の問題を契機にして、ひとつどうやら、学者の自由な研究を保障し、すぐれた研究が得られるようにしながら、しかも企業からの委託研究費というのが公開正大に使われていくようにできるのか、その点について、この際十分なひとつ検討を加えて、よい方針を出してもらいたい、こう思っておりますが、文部省もこれに真剣にお取り組みいただけるでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) 大学は本来の使命を踏まえまして、その主体性のもとに産業界の要請にこたえていくという、これは大学研究活動をむしろ促進するという意味では、基本的に私はこの方向を維持していくべきだと考えている、また積極的にも推進していくべきだと、こう考えます。しかし、今、先生から御指摘どおり大変大事な問題を生じてくるというおそれもあるわけでございますので、こうした点について国立、私立大

学も含めながら、新しい委託研究費あるいは産業界との協力の体制ということについて文部省としても十分検討をしてみたい、こういうふうな考えでおります。事務当局にもそのように指導していきたい、こう思います。

○久保亘君 それでは本題に戻りまして、余りきょうは時間ありませんので、私が質問しますことにひとつ適切に短く答えてください。

まず一つは、今度のこの改定をずっとならして見てまいりますと、どうも数字の上で気になるところが幾つかございますが、一つはなぜ今まで全部高等学校の奨学生というのは四月から適用になっていたのに、今度の改定では予約外のものについて七月からなるのですか。これまでは一般奨学生でも全部四月から適用になっていたわけですね。それを今度は七月からにされておりますね。これはどういうわけでしょう。

それからもう一つは、国公立と私立との金額の改善の比率が極端に国公立が優遇されている。私立の上げ幅が非常に国公立よりも少ないのはどういうわけですか。

○政府委員(宮地眞一君) お尋ねの第一点の高校の在学採用について、四月でありましたものが七月になったのはなぜかというお尋ねでございますが、従来、大学については、そういう在学の新規採用については七月分から予算計上をいたしておいたわけでございます。実際上の採用事務の手続からすれば、ほぼそういう対応で適当ではないかということ、並びに予算全体の財源の対応で現実的に即した姿ということで、在学の新規採用については七月分からの計上ということにさせていたいたわけでございます。

それからお尋ねの第二点は、それぞれ単価の引き上げにつきましては、国公立については特別貸与の単価、例えば自宅は二万円に対して二万円を増額しまして二万二千元とし、自宅外が二万六千元に二千元を乗せて二万八千元といたしております。私立大学の場合には、同じく自宅二万九千元の単価を二千元乗せまして三万一千円ということ

にしたわけでございます。それぞれ増額金額はいずれも二千元の増額ということにいたしております。あるいはその乗せ方が少ないのではないかと御指摘かと思うんですが、どうもこれ、従来の単価の上に今回単価改定として増額を図るということ、それぞれ国公立、私立あわせて、いずれも二千元を乗せたということでございます。まして、国公立をそのことで優遇しているというぐあいには私も考えていないわけでございます。

○久保亘君 最初のお答えです。私言っているのは、高等学校は今までも四月からやっていたんです。全部、高校に入った子供たちは一般貸与であれ特別貸与であれ全部四月から奨学金を出していたんです。さかのぼって、ところが今度の改定で、予約の方は四月から出すが在学採用の方は七月から出すようになっていっているんですよ。違いますか。私が間違っているんじゃないですか。私が間違っているんじゃないですか。今までは三十三か月月になったでしょう。これはどういうわけかということですか。

○政府委員(宮地眞一君) 予算積算で申し上げますと、高校の場合も、従来から七月の予算積算でございまして、採用といたしましては従来から高校の一般貸与の奨学生については貸与時期は四月から貸与をするということで、実施は四月からで実施をしております。今回もその点については変わりはございません。

○久保亘君 四月でやるんですか、これからも。

○政府委員(宮地眞一君) そのとおりでございます。

○久保亘君 高校は四月でやるのね。

○政府委員(宮地眞一君) そのとおりでございます。

○久保亘君 それならいいですよ。

それから国公立と私立の格差というのは、これは金額の問題ではそうかもしれないが、アップ率ということで見ると相当な開きですよ。私立の

方のアップ率は低いです。これはやはり問題があると思えます。金額というなら公務員の給与と比べてそれならみんな金額で定額で一緒に上げればいいじゃないですか。そうじゃないでしよう。これはやっぱりアップ率でかかっているんですよ。必要があるからそういう今までの総体の金額に開きがあったはずなんです。それが全体としてアップしなければならぬというならば、やっぱりそれに準じて私立の改善が行われてよかったです。いいですか。私そのことを聞いています。

○政府委員(宮地眞一君) 先生御指摘のように、私立大学の単価が確かに高いわけでございます。まして、アップ率から見れば薄くなっていることは御指摘のとおりかと思えます。

今回の改善に当たりまして、単価と人員の双方について拡充を図るという観点から、先ほど御答弁しましたように、単価については大学に於いて国公立、私立あわせて二千元ということにしたわけでございますが、御指摘のように私立大学に対するアップ率の配慮からすれば、これは必ずしも十分でないことは、御指摘の点はそのとおりかと思えます。

単価の改善については今後の課題としてなお取り組まなければならない将来の課題というぐあいに私も考えておりました。将来、単価改善において考える際にそういう点も十分配慮すべき事項というぐあいに御指摘を受けとめてまいりたい、かように考えます。

○久保亘君 それではその次に、これまで一体奨学制度というのは無利子を原則とすべきかどうかというところで随分議論がございました。私はやはり文部省としてこの際明確にしておいた方がいいと思うんですが、有利子制度の枠は、仮に今回の制度改正が認められたとしても有利子部分については現在の入り口の比率を崩して有利子を拡大するようなことは、これが文部省の考え方だということについては御同意いただけますか。

○政府委員(宮地眞一君) 新規採用の人員の枠に

つきましては、有利子について二万人ということ
で五十九年度予算を御提案を申し上げているわけ
でございます。私もいたしましては、少なく
とも、今回取り入れました事業が、学年進行が完
成するまでの間、この人数について動かすという
ようなことは考えておりません。

貸与制度そのものも、私も今としては、今回、制
度としてこういうものを創設するというところで御
提案を申し上げておるわけでございます。

将来の問題というところのお尋ねでございますが、
当面は私もこの制度として興じております
有利子貸与制度がどのように実質奨学制度として
機能するかという点を見守ることがまず第一
ではないかと思っております。将来、時代の変
化によって、そういう時期が来た場合には、もち
ろん、そういう検討も出てくるかと思いますが、
そこで問題は有利子貸与制度の利子負担分につい
てどうかということでございますが、これはそれ
ぞれ契約が奨学事業としては育英会と奨学生個々
人との契約になるわけでございまして、その契約
がそういう形で契約をされております以上は、
後々その利息について免除するという問題は基本
的に入ってこない課題というぐあいには理解をい
たしております。

○久保直君 それは契約をしたことは事実です
ね。だから、そういうようなことになって奨学制
度の全体の中からは有利子制度というものがなくな
った場合には、そのなくなった制度を受けてきた
者に対しては、その段階で措置を講じなければい
かぬ、契約は生きているでしょう。しかし、その
契約の中にある利子負担の部分については抹消す
るということをやらないければ不公平になるのでは
ないかと私は言っているわけです。これは有利子
制度が将来どうなるかというのとはわかりません
わがままですが、そういうことをきかんとしてお
かないとやっぱり有利子制度が将来広がっていく
可能性もあるのでは私がお尋ねしている。しかし、
それ以上お答えがしにくいならば時間もありません
から、次のことをお聞きします。

有利子制度の利率については、この利率は変動
するんだということも答えられておりますが、変
動する場合は現在考えられている利率を上限とし
て考えられることであって、この天井を破ること
はない、これは文部省のお考えとして承っており
ます。

○政府委員(宮地貫一君) 無利子貸与についての
新規採用人員も御指摘のとおりでございます。も
ちろん、無利子貸与事業を制度の根幹として考え
ておるわけでございまして、将来の育英奨学事業
の改善充実という観点からすれば、その点に重点
を置いていくということは国会の御議論等でも明
らかにされておる点でございます。そういう対応
で考えてまいりたい、かように考えております。

○久保直君 それから、将来、国家財政が好転を
して有利子制度が廃止されるというようなことにな
りました場合は、この有利子制度が奨学にわた
った時期に奨学資金を受けた者だけが奨学にわた
った利息を払うということになってまいります
ね。したがって、もし育英会の奨学資金制度の中
から有利子貸与というものが廃止される事になった
ときには、有利子制度の奨学資金を受けた者も
当然に支払うべき利息は免除される。それでない
と非常に不公平を生ずるわけですから、もしも有
利子制度が廃止されるというような場合には、有
利子制度の奨学資金を受けた者についても利息の
支払いは当然免除されなければ公正を欠く、その
ように考えますか、いかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほどもその点のお尋
ねについて大臣からも御答弁をいたしておるわ
けでございます。利率については奨学生の返還
能力ということも勘案し、将来とも低利というこ
とで確保するということを私も基本的に考えて
おるところでございます。端的に申し上げますと
ば、先ほども具体的な事業として申し上げました
この制度を検討いたしますに際しまして、財政当
局ともいろいろ議論をいたして、この制度の創設
に踏み切ったわけでございまして、二万人の有利
子貸与人員ということについては、これで学年進行
完成ということになれば六年間を要するわけでござ
います。私も今としては、少なくともそういう
間に対応しては、これを要するということはないとい
うふうに考えております。

○久保直君 それから奨学生の採用について、在
学生採用というものは高校の場合は四月から在学
生採用でもやるんだというお話でございましたが、
大学の場合は七月になりますね。そうすると、そ
ういう入学時に非常にお金がかかるわけですか
ら、七月採用というところが余り出てこないよう
にするために予約制度というものを原則にしながら、
予約制度が辞退された分を在学採用で補充
していく、こういうことで、そして、その予約の
あり方についても非常に緩和されたやり方でやっ
ておく、この方が学生の立場に立って非常によ
いのではないかとお尋ねですが、これもやっぱり
予約と在学採用というものを区分しておかなけ
ればならない何か大きな理由がございしますか。

○政府委員(宮地貫一君) 現行制度では特別貸与
と一般貸与という二本立てになっておるわけでござ
いまして、特別貸与制度で予約採用ということ
を行っておるわけでございます。今回の改正では
無利子貸与制度ということと、そのところは一
本化をされることになってございします。

○政府委員(宮地貫一君) 今回、御提案申し上げ
ております有利子貸与制度については、もちろ
ん、従来から御説明しておりますように、育英奨
学事業全体から見れば無利子貸与制度を制度の根
幹とするわけでございしますけれども、この有利子

算積算上の問題もございします。その点を勘案
しなければなりませんけれども、御指摘の点は生
かすような形で運用というものは考えていくのが
基本ではないかと、ただし予算積算上の問題もご
ざいします。その予約と在学採用の割合をどう
するかというところは、その点での問題はござい
ますけれども、考え方としては、先生の御指摘の
ような考え方についてウエイトを置いた運用をすべ
きものというところについては、そういう方向で考
えてまいりたい、かように考えます。

○久保直君 その場合に、やっぱり予約奨学生の
予約の申し込みの仕方、その採用の仕方に余り厳
重ないろいろな基準をはめていくと、今度はかえ
って学生が奨学生の適用を受けることを難しくす
る面も出てくるわけでありますから、緩和をして
おかなければならぬと私は思いますが、できれば
そういうふうにして入学したらできるだけ早く
学生が奨学生として決定をされて奨学資金を受け
られる、こういうことが望ましいのではないかと
考えておりますので、今そういうような意見を申
し上げたわけですが、局長のお考えはよくわかり
ました。

最後に文部大臣にお尋ねしたいのは、もうやっ
ぱり奨学制度というものを考えていく場合に、戦
時中に生まれた日本育英会という名称はふさわし
くなくなってきたという感じがしないかという
育英会という名称があるためにやれ三・二とか
三・五とかいうような問題も生まれてきやすい
のであります。この際やっぱり本来の奨学制度に
ふさわしい名称に育英会の名前を変えることを検
討したらどうかという感じがするんであります
が、いかがでございますか。

○国務大臣(森喜朗君) 育英会の言葉につきま
して、あるいはまた英才を何かに育てるというよう
な、そういう受けとめ方もあると思いますが、現
実の問題としてはまだまだ足らざる点は御指摘を
いただき、御注意をいただいておりますもの、

育英奨学制度というのはかなり幅広く、そしてまた、大衆国民の中にも定着をしてくれておりますし、その趣旨は、当初でございましたことは大分変わった形になっておると、こう思います。

そして一方においては、やはり当時の高等教育機関に進むというのには、あるいは戦時体制の中で学問をする意欲もないし、あるいは、またそういう財政的な力も個々にはなかったと、そういう中からお手伝いを国としてして、そして勉強を進めてほしいと、そういう目的はやはり今とは大分違つておると思ふんです。今はむしろ高等教育機関というのは量的に大衆大きく拡大もいたしてありますし、これは文部大臣として適切な言葉かどうかはわかりませんが、現実には大学を見ておりましたも、もちろん学問、研究をすることも大事だし、幅広く人生の教養を身につけることも大事であります。一面レジャー産業ではないかと言われている面も、これは私ではないです、そういう世の中の風評もある。そういう意味では、大学に学ぶということについては、従来のような感覚とは大分異なつてきておるといふような感じもいたしますので、そういう面から見ると、私以上の年齢、先生もそうだと思いますが、育英という言葉になると、すぐ昔の育英と感じがしますが、今の子供たち、国民から見ると、育英と聞くと、果たして、うむという感じがなるかどうかというのには、これは私は少し与える印象というのは違ふんじゃないかという感じがいたします。しかし、そういう感じが、これから歴史的に経過をたどつていけば、そういうことも薄れるというから、だからほうつておけばいいということじゃありませんが、逆に言えば、また何かとすばらしい名前が出てくるかもしれない。そういうこともやはり世論の動向というものを考えながら、そして、むしろ奨学資金の内容の面については充実をさせていくということに文部省は意を用いていかなきゃならぬということも言うまでもないこととでございますが、先生からそういう御指摘がありましたということを文部省としても十分に受け

とめさしていただいて、何か本当にいいという名前が、国民のみんながなるほどという名前があるということであるならば、私はそういう名前をとることについては、これは消極的であつてはならぬとは思ひますので、今の段階でこの制度の名称を要するとか変えないとかということはこの場で申し上げることはひとつお許しをいただきます。何かいいそういう言葉が世間から出てくることも期待したいし、こうして傍聴席には育英会の関係者が随分いらっしゃるというふうに向つておりますから、あるいは職員の方から、こういういい名前が出てくるのではないかと、こういふことさえも、場合によつたら私は大衆ありがたいことではないかというふうに感じて、その程度の答弁でお許しをいただきたいと思います。

○粕谷照美君 先週当委員会参考人の意見聴取がありまして。そのときに立命館大学からおいでになりました参考人の方が資料を私どもに配付してくださつたわけですが、その資料の中に、奨学金がどのような点で役立ったか、この質問に対して、一つは経済的な面で、もう一つは精神的な面での回答があるわけです。その精神的な側面を見ますと、奨学金を受けたことを非常に感謝をしていて、成績や自覚など、この奨学金を受けていることが自分自身に対する励みとなつたということとが大きい取り上げられておりまして、奨学金制度の果たしてきた役割は非常に大きいということを感じたわけでありまして。だから、ますます拡充していかなければならないし、私もそのために努力をしなければならぬというふうな考えでいるんですが、原則的な質問は今まで随分やつてまいりましたので、きょうはもっと具体的な中身についての質問をしたいと思つております。先ほどの本岡質問に関連をいたしました。成績の評定について文章記述が可能な場合はそれに従つてもよいということをご確認をいたしました。あとは、育英会がそのことを学校にどのように徹底をさせていくのか、学校がそれを受けどうというふうな判断をし、生徒に指導していく

のかということとかわつてくると思いますが、まさか学校が正直にこのことを受けて、文章記述が可能な場合といふまでも、文章記述はもつと可能なんですから、その文章記述をやつたことによつて不利益な取り扱いを受けるというふうなことがないようにしていただきたいと思います。その辺は文部省どうでしょう。

○政府委員(宮地實一君) 基本的には先ほどお答えをいたしましたとおりでございます。文章記述が可能な場合はそれに従つてよいという考え方で、これは高校の奨学生の奨学金の問題でございまして、これは高校の奨学生の場合の問題でございまして、それ以外のことでは御指摘のような、そのことによつて不利益な取り扱いになるというふうなことはございません。十分対応してまいりたい、かように考えております。

○粕谷照美君 そうですと、私は本会議でもこういう質問をしていくんです。既に九五五の進学率、進修奨励教育と普通教育とも言える高等学校の生徒に対する奨学金は、学力基準を離し、義務教育学校の就学援助制度に準じて、いわゆる「育英抜き」、経済的必要性に応じて奨学金制度とすべきであります。こういうふうな言つておられるんです。無理やり学力基準を書かなくてもよいと、逆言うと、今の局長答弁はなるのではないかと思ひますが、それはどうですか。

○政府委員(宮地實一君) 先ほど来お答えをしております点は、学力の基準をやめるということではないわけでございます。学習成績の評定について文章記述が可能な場合はそれに従つてよいというところを示しておるわけでございます。現在の日本育英会の育英奨学事業そのものが、これがやはり限られた国の予算の中で執行されるものでございまして、学力基準並びに家計基準によりまして、それそれが必要とする人たちに對してこの育英奨学金が支給されますような形で対応すること自体は、今後ともその点はなおそういうことと対応してまいらうというのが基本的な考え方でございます。

○粕谷照美君 今のところ、私の言っているところまで文部省が判断を大きく前進をさせていくということは困難だといふふうに思ひますが、非常に関心のある御答弁と承りまして、今後の世論の動向といふものと予算のあり方といふものについて注目をしていきたいといふふうに考えております。

さて、有利子制について伺ひますが、有利子制の導入で新たに増員する人数は二万人であります。そして、その内訳が、国公立大が五千人、私立が一萬三千人、私立短大が二千人ということになっております。そして貸与月額は、無利子貸与と同額の、国公立大が三萬一千円、私立大が二萬八千円、私立短大が三萬七千円、これに對しては三％の利息をつける、こういうものであります。経済的に極めて困難という学生には無利子貸与とラズ有利子貸与が創設をされたというのが今回の法案の一つの目玉といふふうに私は理解をしていくわけでありまして。この無利子に上乗せして有利子を足す人数といふのは、二萬二千のうちどの程度を考へていらっしゃるのか。

〔理事田沢智治君退席、委員長着席〕

○政府委員(宮地實一君) お尋ねの無利子貸与と有利子貸与の併用を考へます人員としては、有利子貸与制度の貸与人員の一割程度といたしたいと。したがって、五十九年度においては約二千人を予定をいたしていただいております。

○粕谷照美君 その二千人は、例えば国公立大、私立大、私立短大、この割り振りをどのように考へているかということ、はっきり言ひますと、自宅から通学している人は、国公立大だつたら二萬二千円の二倍、自宅外だつたら二萬八千円の二倍を支給されると、こういう計算になるのですか。

○政府委員(宮地實一君) 併用のされる人員、約一割程度ということで申し上げたわけでございますが、その国の公立、私立のバランスは、有利子貸与の二万人についてとっております。バランスに

ほぼ準じて考えたい。国公立、私立、私立短大それぞれについて一割程度というようにすることでまずはお考えいただけると思います。それから、お尋ねの第二点は、二倍、無利子貸与と有利子貸与で、単価的には、それぞれ自宅の場合には国公立で二万二千円であればそれが倍額になるのかというお尋ねでございました、それはそのとおりでございます。

○粕谷照美君　そうしますと、育英会の資料に、「調査時報」によりまして、奨学生は一体どのような家計の中から出てきているのかというこの統計にありますように、家庭の年間収入階層欄を見ますと百万円未満という層もあるんですね。一年間に百万円未満の人たちが国立で例えば自宅で七・三％、自宅外で六・三％、平均して六・六％もある、大変なことでありましてね。こういう層に対する非常に大きな援助になる、人数は全国で二千人という極めて数少ないものでありますけれども、非常に大きな影響を与えるというふうに思いますが、二倍まで借りなくいい、もう一万円欲しい、二万二千円の無利子プラス一万円の有利子欲しい、こう考える人だっているわけですよ。後の二万二千円が三％の利息がつくんだから、その利息の部分はあるべく抑えたい、こういう人に対するメニューの多様化というふうなものには全然その間お考えにならないで、プラスアルファしたら四万四千円になるからいいだろう、私立の自宅外から通っている生徒は四万一千円プラス四万一千円で八万二千円入るから、親の送金を受けなくてもやっていけるだろうというようにお考えになったんですか。ちょっとこの額は大き過ぎるのではないですか。

○政府委員(宮地貫一君)　御指摘いただきましたように、併用されますものの基準、人数、人数は先ほどお答えしたとおりでございますが、特に家計基準につきましては、私も総理府の家計調査によりまして五分位階層区分の最も低所得階層でございます第一・五分位の収入額約三百万円というところで考えておるわけでございます。先生の御指摘

は、そういうぐあいに併用ということでは奨学金の金額をふやす道を考えておるけれども、しかし、その際、もう少しさらにきめ細かく奨学金の単価ということとをいろいろ考えるような方向ということとが実際の運用上必要ではないかということでの御指摘の御質問というぐあいに承ったわけでございまして、今回の制度では併用の問題、あるいは有利子貸与で医歯薬学系の増額貸与月額の問題、若干のところについて取り組んでおるわけでございまして、先生も御指摘のように、さらにメニュー化といいますが、単価について、より多様化をした形で奨学生個人々々の要求に見合うような形ということとをきめ細かく考えるべきではないかという御指摘でございます、私も、そういう点は、確かに今後の課題かと思っております。ただ、今回はこういう非常に大きな有利子制度を新たに導入するという、大きい制度改正をお願いしておるわけでございまして、まずはこの有利子貸与制度というものがお認めをいただきたい、それが奨学事業全体の中でどのように定着をしていくかというような事柄をまずは私もとしては見ていくということがまず第一着手ではないかと考えたわけでございまして、御指摘のように、奨学金の単価について、よりきめ細かい配慮なり対応をすべきだという御指摘はもっともなことと

ございまして、将来の検討課題としては、そういうことなども私も取り組まなければならぬ課題だと考えておりますが、当面のところは、ただいま御答弁したような形でまずはやらしていただきたいということでございまして。

○粕谷照美君　今、局長が触れられました医歯薬学系の問題であります、医歯薬科については三万円のルートと六万円のルートがあるわけですね。七・一％の利息をつける。これは無利子の貸与にプラスしてということになるかと思っておりますけれども、もし高等学校からずっと奨学金を受けてきて、医学部へ入って無利子とあわせて有利子も受けた、そうして卒業して大病院なりあるいは

は公立病院なりに勤めた初任給と計算をいたしまして、そしてその返済額などと考えてみますと、どういふものですか、非常に厳しい、あるいは初任給を上回る返済額になるのではないかとというように考えますけど、計算できておりますか。

○政府委員(宮地貫一君)　ただいま御指摘の私立の医歯系について、これは単価を上乗せをするわけでございまして、無利子貸与、有利子貸与の併用の場合の一番大きい金額のところについて見ますと、医歯系の自宅外の予約で申し上げますと、返還総額が千四百四十七万四千円になるわけでございまして、二十年の返還でございまして、返還年賦額が七十二万四千円になるわけでございまして、月額六万円を超える金額になるわけでございまして、これは医歯系の場合の有利子、無利子併用という一番大きい金額で貸与される場合の返還のケースで申し上げればそういう金額になるわけでござい

○粕谷照美君　月々六万円の返還でありますから、医科大学を出た人にとっては大したことがないというふうにお考えでしたら、これは私は大変な問題でありまして、医師といえども勤務医といふのはそう楽な生活をしているわけではありませぬから、大変な面難い返済の状況ではないか、こういうふうにお考えをしております。

さて、メニューの多様化を今後考えるということとでありますから、私もぜひその多様化は一刻も早くみんなでお話ししていただきたいということをお願いしつつ、次は利子補給金について伺います。

先ほど本岡質問によりまして若干わからないところも少し明確になってきたのですが、有利子の人数はことしは二万人、来年は二万人足して四万人ですね。六十一、六十二、六十三、六十四年は完結年度で七万六千八百人だというのがわかりましたけれども、この三年間はというふう

○政府委員(宮地貫一君)　お尋ねの点は有利子貸与の貸与人員のお尋ねかと思っておりますが、五十九年度二万人、六十年四万人、六十一年五万八千

人、六十二年七万六千人、六十三年七万六千人、六十四年度七万六千八百人というところで、学年進行が完成するというぐあいに、ただいまのところは、そういう私ども事業規模を見込んでおるところでございます。

○粕谷照美君　普通の考え方であれば、有利子制度は毎年二万人ずつふえていくものだと、こう考えていたわけですが、三、四年目にしてもう短大卒の分をこれ引き算します。四年目も引いていきます。六十三年から大卒ももう四年間終わるから、これも引いていきますということ、二万人ずつふえていくわけじゃないんですね。

それとあわせて、利子補給の問題であります、私の本会議における質問に対して中曽根総理は、「今回の利子の付加」ということは、これは社会人になった後、自分の事業収入あるいは給与収入等で得られたその一部を利子として返還していただくということでございます。それによって利子分だけ原資が拡大されるわけでございまして、それによって後進がさらに恩恵を受ける機会が多くなる、こうおっしゃっております。この返還をしていくお金は財源の中の返還金の部分に入っていきます。それから、政府貸付金が入って、それから財投の資金が入ります。この返還金が大きくなるから大勢奨学生がとられるのだからと普通であれば考えるわけですが、そういうときに財投資金を減らされたり、あるいは政府貸付金を減らされたりするのではないかと心配があります。それ今回見ましても返還金が物すごくふえている。貸付金が四十五億も減っている、財投は六十五億もふえたけれども、こういうことがありますので、今後のことについて、文部省は大蔵省とどういうところまで詰めてこの確信を得たのであります。

○政府委員(宮地貫一君)　しばしばお尋ねがございまして、私も財政当局と、例えば有利子貸与の三％の利率の問題についてどういふ形でその点を確保するのかというふうなお尋ねの際に、少なくとも学年進行完成時まではそのことについて動か

すようなことは考えておりませんということでも申し上げておるわけでございます。先生のお尋ねは、今後奨学生の返還金充当がそれだふえてくれば、それに見合つて仮に単価の改善なり、あるいは人員の増なり、そういうようなことがないとするばという前提に立つわけでございまして、政府貸付金の方の財源は、返還金充当が伸びてくることに伴ひまして、先ほどもお尋ねのございましたように、利子補給金を一般会計でそれらの点を見まして、一般会計の負担額としては今後膨らんでいくことはないということで申し上げておるわけでございます。

政府貸付金を減らすことのないようにどこまで確約をしておるかという点についてお尋ねだとすれば、これはそれぞれやはり予算としては単年度でそれぞれの事業内容というものを決めていくことになるわけでございまして、五十九年度の点で御説明を申し上げれば、確かに約四十五億の貸付金の減となりましたが、これは基本的にはいわゆるマイナスイメージで、こういう貸付金のようないわゆるケースにつきましては五割の削減というように基本的な事柄もあつたわけでございまして、私どもその点については、財投の資金を六十五億入れることによりまして、全体の事業規模としては有利子、無利子貸与双方合わせまして事業費ベースで申せば前年度よりも予算を伸ばしてきておるといふことを御説明をいたしておるわけでございまして、したがって、返還金が今後ふえれば貸付金がそれに見合つて削減されるというものです。そういうものでもないわけではございませんが、これは育英奨学事業全体の事業規模をどれくらい確保していくかという今後の課題でございまして、私ども従来から御説明をしておりますように、無利子貸与事業の今後の改善充実ということ、もちろん制度の根幹として考えております以上は、現在、御提案申し上げておりますもの以上にその点の改善についても努力をすべきものと考えておりますけれども、貸付金の減が今後ないようには、貸付金の減ということがおおよそないようには

という点で財政当局と見通しが立っているかという点でお尋ねだとすれば、その点はそれぞれこれらの予算折衝の具体的な課題ということになるわけでございまして、私ども育英奨学事業の充実にはもちろん努力をしまひたいと思つておるわけでございまして、財源的には以上申し上げましたようなことを全体総合勘案いたしまして、五十九年度の事業の内容を御提案を申し上げておるわけでございまして。

○粕谷照美君　そういたしますと、総理の答弁を私はこう素直に承りますとね、どんな返還金充当金がふえていきますと、そのことによつて大勢奨学生が伸びていきますというところからいうふうなふうに思ふんですね。そうしたら、政府貸付金が減るなんというところはないというところが前提でなければなりません。私は総理はそういうふうにお考えになつて、大要切れるの総理ですから、御答弁をいただいたんだというふうに思ひますけれども、文部省はどうやって受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君)　基本的に貸与制度ということで考えておりますのは、奨学金を後々の奨学生のために返還をされます資金を循環運用するというところで、育英奨学事業の充実を図るということであるわけでございまして、もちろん、私どもそういう意味で貸与を受けました者が、将来、返還金という形で、後世の奨学生のために役に立つような形で、基本的には無利子貸与、有利子貸与と制度、いずれもそういう形で日本育英会の育英奨学事業というものを考えておるわけでございまして、先生の御指摘は、返還金充当が将来ふえてきて、そうすれば政府の貸付金と合わせて人員をふやすという方に、無利子貸与の方の人員の拡充というように、充実をさしていただくように考えるべきではないかという御指摘でございまして、私ども基本的にはそういう姿勢を踏まえて今後とも奨学事業の充実には努力をしまひたいと、かように考えております。

質問にもあるように、この利子補給ですね、一年間に百五億円も補給をするとかね、そういう利子補給はきちんとやつてもらわなければ今の局長答弁が実現できないと、こういうふうなふうに思ふんですね。本質問題は、そんな利子補給するぐらいだったら、これはもう向こうの方へ返っていく金ですから、奨学生の拡大になつていいか、それから、この補給部分を奨学生の数に回さないといふ、こういうことでありますけれども、私の言う意味をおわかりですか。利子補給はきちんと奨学生の数をふやすということとは関係なしに行うということとを確約をとつてきた、文部省は大蔵省に折衝してきたと、そしてこの二十年後の試算も出しましたよ、十年後の試算も出しましたよ、こう私どもに説明しているというふうな受け取つてよろしゅうございませうか。

○政府委員(宮地貫一君)　育英奨学事業の全体の事業費、これは無利子貸与、有利子貸与を合せてございまして、私ども先ほど来御説明をしております現在の貸与人員、単価という前提があるわけでございまして、それで計算をいたしたわけでございまして、全体の事業費の規模は、例えば現在の五十八年度が千七百七億でございます。これは、先ほどの試算で申し上げました数字で申せば、有利子、無利子貸与全体の事業費としては千四百五十八億というふうな形で、これは全体の事業費そのものは、現在の人員、単価で積算をいたしまして、こういうことで伸びていくということとは言えるわけでございまして、もちろん、この金額の中には、利子補給額となります。先ほど御指摘の六十八年度の百五億というものはその事業費とは別の枠で計算をいたしたものでございまして、私どもとしては育英奨学事業の事業費の伸びということについては、もちろん意を用いてまいっておりますので、さきに先ほど来御指摘のありましたような単価について、さらにきめ細かい配慮を加えることでございまして、いろいろなことを今後の課題としてはやらなきやならぬ課題がさらにいろいろあるわけでございまして、

す。そういうようなことについては、今後の課題として私どもも取り組んでまいりたいと思つておりますけれども、利子補給金があることによりまして、この事業費全体がそれだけ削減されるというふうな考え方での事業規模全体を見ているものではございません。

○粕谷照美君　それで、最後に文部大臣にお伺いをいたします。

充足当時の貸付資金の額というのを「育英会三十年史」を見てみました。当時の授業料平均年額、中等学校で五十五円、それに対して中等学校の奨学金が二百四十円なんですね。大学では百二十円の授業料に対して年額で八百円の奨学金が支給をされたということが書いてあります。そして、この大学の場合の貸与月額というのが一種類じゃなくて五十円、六十円、七十円、八十円、九十円とこの五種類に分かれていたんですね。メニューが五種類あるわけですね。私は、先ほどの局長がこのメニュー枠化という問題を将来は考えなければならぬ、このようにおっしゃいましたけれども、世界の流れは、もはや多様な奨学金を奨学生が自分自身で選んで受けるという状況、条件を、州なり国家なり学校なりがつくつてやってくる時代だと思ふに思ふんです。早急にこの問題について検討をしていく必要があるかと思ひますが、大臣の見解をお伺ひして質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(森喜朗君)　先ほど久保さんの御質問の際にも申し上げましたが、当時の財政、国家の置かれております状況、大分違つておりますし、例えば大学に進学するというその目的、あるいはまた大学教育の中身、それも当時とは大分違つております。そういう意味で、奨学資金制度そのものについては、なお一層工夫を凝らしていくことは大変大事なことでありふに、そのように久保さんにもお答え申し上げました。

先ほどから先生と宮地局長の御議論を承つておりまして、さすがやっぱ——これは決してお世辞を言うわけじゃありませんが、さすが女性だな

あとという感じがしまして、私自身もなるほどこんな細かなところまで実は気がつかない面で随分御指摘があったんで、なるほどなあというように考えました。そういう意味で、先生がここで御質問にまじえて御意見をいただきましたということとは、またこれから奨学生制度をいろんな意味で充実させていく上において大変参考にさせていただきます。面が多かったというふうに政府側も受けとめております。したがって、今具体的にどのようにしていくかということについてはお答え申し上げられませんが、常に教育というのは多様であるべきだというのが今の国民の一番求めているところでございますから、メニュー方式みたいなことも十分考えながら、奨学資金を受け取る学生生徒から見ても、いろんな柔軟な方策というのはこれからつくって用意しておくべきということは、とても大事だということに思っています。

ただ、ぜひ御理解をいただきたいのは、有利子制度というものを取り入れる初めてのことでございますので、これが今後どのような形で国民の中に定着していくか、それから、かなり前にも私は申し上げましたけれども、奨学金を求める学生生徒がどのようにこれを受けとめてくれるだろうとか、こうしたことの推移ももう少し見ていく必要があると、こういうふうにも考えますが、いずれにしても、きめの細かい配慮を加えるということとは極めて大事なことであり、私自身は、今、先生からの御質問を承りながら、そんな感想を持ちましたし、そのように事務局あるいはまた育英会も十分いろんな議論をしていただきたいなど、こう思うわけでございます。

○吉川春子君 十二時を回しまして、昼食の時間になりました。皆さんお疲れと思いますが、きょうは文教委員会昼食抜きということでその質問を続けさせていただきます。

最初に、育英会法に入る前に一点だけ、奈良県が進めようとしている屠畜場の建設問題について伺いたいと思います。屠畜場を含む食肉流通センターを建設しようとしている土地に隣接して盲学校と聾学校があるわけです。文部省の「学校施設設計指針」には、「校地の環境は、教育上ふさわしいものとする。」という立場から「次のような施設の周辺には校地を選定しないことが望ましい。」といたしまして、「火葬場、と畜場、刑務所等の施設。」というものを挙げておられるわけなんです。今回の奈良県の場合にはまさにこの文部省が示しております指針で言うところの教育上ふさわしくない環境と言えらるのではないかと、端的に端的に御意見を伺いたしたいと思います。

○説明員(佐藤謙君) 学校施設が良好な教育環境の中に確保するということが望ましい。文部省といたしましては、この点につきましては従来から学校設置者を指導しているところでございます。ただいま先生がおっしゃられました設計指針は、新しく学校をつくる場合にその環境を守るために留意すべき事項、そういうことを述べたものでございまして、今回の奈良県の場合には、用地の選定につきましては、現在の予定地以外には適地がなかったということ、それから教育環境の維持につきましましては県の責任においてとり得る最善の方策を講ずると、こういう回答を得られました。こういう事情がございましたので、文部省といたしましては、県教育委員会に対して食肉流通センターが設置されることによりまして教育環境が損なわれない具体的な方策、これを講ずること、それから、同時に学校関係者も含めまして地域住民の合意が十分得られるようにすること、それからさらに、児童生徒が日常の学校生活に影響を与えるようなことのないような配慮を行うこと、これらにつきまして指導を行っていただいているところでございます。今後、教育委員会を通して教育環境を守るための努力を奈良県に求めていくと、こういうつもりでございます。

○吉川春子君 文部省が奈良県の教育庁の問い合わせに対して、それに対して回答を出されて、その問い合わせが九月六日、回答が出されたのは九月十二日ということですから、非常に短い期間に

回答を出されました。問題なのは、この回答が問題のようになって、そして屠畜場を隣に建ててもいいというふうな文部省が考えているのかのようないかなる方向に持っていかなければならないのか、これにあると思います。今の回答を聞きますと、住民の合意ということも十分に配慮せよということとを文部省は指導しているんだということでございますので、その点がはっきりいたしましたので、これを盾に、この計画がしやにむに進展められないように十分配慮していただきたいと思います。うふうに思うわけです。

こういう点について、これは大臣に一言お伺いしたいのですけれども、盲学校、聾学校に通っている子供さんたちというのは非常に他の感覚がすぐれていて、牛や豚やそういうものが何百頭と毎日運び込まれて、そしてその鳴き声がイヤでも耳に入ってくる。あるいは、隣にはどういいう施設が建つと子供が聞けばこれは屠畜場だ、一日に何百頭もの動物が殺されるということも説明しなればならぬ。こういうようなところに、あえて学校の敷地の横にこういうものを持つてくるということは、非常に教育的な配慮を欠くものではないかというふうに思うわけです。これはこの屠畜場を使うはずの業者もこぞって反対しているというところも同時に申し上げておきたいんですけれども、そういう点で、ぜひその地域住民の合意、そしてその教育的な配慮、そういうことを重点的に考えて、この計画に対する文部省の対処をしていただきたいと思います。文部大臣に一言その決意を伺います。

○国務大臣(森喜朗君) 学校の立地条件が教育上ふさわしいものでなければならぬということは、これはもう文部省としても従来そういう考え方で学校設置者に対しては指導をいたしておるところでございます。ただいまの御指摘をいただきました件につきましては、文部省としてもそのような方向で指導をいたしておるわけでありまして、今、部長からもお答え申し上げたように、その場所しかなかったということ、あるいはまた、恐らく県としても議会等の意見も十分踏まえての判断をいたしましたものであろうというふうに考えますが、しかし、でき得ればもう少し教育環境のいいところを選んでいただけたらなという気持ちは、私もそんなふうには思っておりますので、そういう指導をぜひ、なお一層進めていきたいというふうに考えておりますが、学校の設置者自身がそういう判断を、恐らく、県議会等を初め地域住民の意見もある程度聞いてやっていただくわけは、私ももちろんそういう報告を得ておるわけでございまして、なお一層、再度こうした意見が国会で論議されているということも、当然設置者にも承知をしてもらいたいというふうにも希望しておるわけでありまして。

なお、今、盲学校、聾学校と、そうした例も含めながら先生の御指摘、御意見の開陳もございまして、学校が立地条件の確保のためには、日ごろから地域社会全体が、これらの問題に対しては、十分認識が必要である、これはもう先生の御指摘どおりであろうというふうに考えます。私もいたしましては、学校の立地環境の確保については、そうしたことも十分配慮して努力をしていかなければならぬ、また指導もしていかなければならぬ、こういうふうにも考えております。

○吉川春子君 もう一点だけ確認させていただきますが、学校施設設計指針の見解についての回答の中で述べられております中に、住民との合意という言葉はありますが、先ほどのお答えによりまして、そういうことも含めて文部省としては十分配慮をするようにという意味でこの見解をお出しになったかどうか、一言で結構でございます。

○説明員(佐藤謙君) 教育委員会の担当者呼びまして、いろいろ打ち合わせた際に、私どもから指導した内容でございます。

○吉川春子君 住民との合意をですか。

○説明員(佐藤謙君) はい、さようでございます。

○吉川春子君 はい、結構です。その点について

はこれで終わります。どうもありがとうございます。

育英奨学金の問題について、特に高校生を例にとつてきょうは質問をしたいと思います。

今回の法改正は、育英奨学事業の量的拡充のための法改正というふうに説明されておりますけれども、どういふ点が拡充になっているか、高校生についてですね、伺いたいと思います。

具体的に申しますと、高校の進学率は九四％を超えています。奨学金を受けている高校生はこの中の何％、何人いるんでしょうか。

○政府委員(宮地眞一君) 育英奨学事業の今回の改正がどういふ点を拡充したかという点でございますけれども、基本的には大学、短期大学のところについて有利子貸与制度をつくりまして量的拡充を図ったということでございまして、高校生のところについては、人員については従来と増減がないわけでございます。ただ、単価につきましては、従来の一般貸与、特別貸与に分かれておりました単価を一本にいたしまして、無利子貸与ということ、従来の特別貸与の単価相当額にさらに千円を、単価を上乗せをするということで、単価の面では相当内容的な改善が図られておりますけれども、人員の点での増はございません。

それからもう一つお尋ねは、貸与率ということでお尋ねでございますか。ちょっと聞き損じましたので、恐縮でございますが……

○吉川春子君 高校生の中で奨学資金を受けているパーセントですね、それと絶対数です。

○政府委員(宮地眞一君) 高校生は、これは五十九年度の場合でございますが、全体が約四百七十七万九千五百人、貸与人員が十二万二千五百人、これは予算積算でございますが、貸与率は二・六％ということになっております。

○吉川春子君 大学生も、まだまだ奨学生の率は欧米諸国に比べて非常に少ないわけですが、それでも一％というふうになっていきますが、高校生の奨学生が非常に少ないという理由はどのようなところにあるんでしょうか。

○政府委員(宮地眞一君) 高等学校の生徒に対する奨学金の貸与実績でございますが、最近十年間の推移を見ますと、昭和四十八年度においては生徒数四百七十七万九千五百人に対して奨学生数八万八千人ということで、貸与率は二・一％でございました。五十七年度では生徒数四百五十九万九千人に対して奨学生数が十一万六千人で、貸与率が二・五％ということになってございまして、貸与率は若干でございまして上がってきておるわけでござい

ます。そこで、大学の場合に比べて非常に低いではないかという御指摘でございますけれども、これは日本育英会の育英奨学事業ということだけで考えないで、全体的に考えてみますと、高校生を対象としております育英奨学事業は、都道府県でも相当大きな規模で実施をしておると、都道府県が実施をしております数字が約六万八千人ということでございます。これは資料はやや古うございまして、五十四年度の数字でございますけれども、五十四年度の数字で申しますと、日本育英会が対象としております高等学校の生徒が約十萬一千余り、それに対して民間団体等、地方公共団体で約六万八千五百、公益法人が約三萬九千五百、学校その他で実施をしておりますものを合わせますと、民間団体で十二萬四千という数が高校生で対象になっておるといふのが実態でございまして、むしろ、民間全体を加えますと、日本育英会が実施をしております人員よりも多いというふうな状況になっております。したがって、全体的に育英奨学事業全体の改善充実をどういふ全体のバランスをとってやっていくかというふうなことになるわけでございまして、当面、大学生の人員の増というふうなことに重点が置かれてきておる

まして、育英会の奨学事業としては、高校生の貸与率は、先ほど申しましたように若干は伸びておるけれども、それは大学に比べて大変まだ率としては低い状況になっておるといふのが現状でござい

ます。教育費の問題について、非常に都道府県あるいは民間などで補っている、政府が、育英会の率が非常に低いということ、不十分ながら都道府県その他で補っているという数字を、今、局長はおっしゃったと思うんです。ですから、少なくともいんだということじゃなくて、むしろ、そういう需要はあるのにもかかわらず、文部省としてはそちらの方に手をつけていない、ここに非常に問題があると思うわけですね。それで、高校生を抱えている家庭で教育費がどれくらいかかっているかというところを文部省は調査をなさっているわけですか。

○政府委員(宮地眞一君) 文部省が実施をしております保護者が支出した教育調査の五十七年度の調査結果によりますと、保護者が一年間に支出をいたしました学校教育費でございまして、公立高等学校——全日制でございまして、では二十萬七千八百四十円、私立高等学校——全日制でございまして、では四十八萬三千三百七十六円というふうな数字になっております。

○吉川春子君 非常に高い教育費の負担に国民があえいでいるということを文部省の資料が指摘しているというふうなふうに思ふわけですね。大学の進学率が三五％ちょっとですから、経済的にもやや余裕のある家庭の子が大学に行くのかなあというふうな仮に言えても、高校の場合は、もう九割以上の子供が進学するわけですから、逆にかなり貧しい家庭の子も高校に入っているというところは明らかです。日本育英会の調査月報によりますと、年収四百萬以下の家庭で三七％の子供たちが高校に行っている、また逆に、年収二百萬未満の家庭の子供も六・七％いる、こういうような低所得者層にも多額の金おっしゃったような教育費の負担が容赦なくかかっているという現実があるわけですね。

○吉川春子君 ところで、この点についてもうちょっと具体的な数字を伺いますが、高校生に対する貸与基準が通知表の五段階相対評価で三・五以上、給与所得が国公立の場合は四百四十萬以下で、私立が四百六十萬以下と、こういう厳しいものになっているんですけれども、こういう基準に当てはまる人は実際高校生の何％いますか。

○政府委員(宮地眞一君) 高校生に対する貸与基準が当てはまる人がどのくらいいるかというお尋

ねるか二・七％という現実を知らんになって、大臣いかがお考えですか。

○国務大臣(森喜朗君) 高等学校に進学をしてもらえる方の数、それに対しての奨学資金を受けている高校生の数、確かに御指摘のように、大学等に比べますと大変少ないということはよくわかります。しかし、先ほどから局長も答弁申し上げておりますし、先生の御意見も踏まえて、私はここで承っております、高等学校の生徒さんそのものに對して奨学資金という制度そのものが、まだそう私は定着をしていないという面もあるのではないかと、そんなことも少し感じとしては受けとめられるわけでございまして。確かに、高校生の教育を受けていきたいという希望、そしてそれが家庭の経済的な理由によって受けられないということであるとするならば、これはたびたび議論に出てまいりますように、教育基本法、憲法のその精神から考えましても、教育の機会均等ということから考えますと、もう少し配慮を加えていかなきゃならぬということ、私もその点についてはもう少しその辺の反省もしなきゃならぬということとはよくわかります。従来の経緯から、数字的な面では、確かにやや御指摘をいただいているというふうな面もあることは私も自身も今承りながらそんな感じを持っております。今後とも高等学校の奨学生に対する条件、あるいは数字の拡大等々については、先生から御指摘をいただきましたように、なお一層この点については配慮を加えていくということとは大事なことでございまして私は考えます。

ねでございますが、育英会の調査によりますと、両方の基準に、学力基準、所得基準それぞれに双方の基準を満たしている者の数字というのは一九〇程度というぐあいに見込まれる数字が挙がっております。

○吉川春子君　そうしますと、こういう基準で一九〇、約二〇％に近い高校生が奨学資金を受けられる資格はあると。しかし、それで実際に受けている人はその中で二・七％ですか、さつき、ですから、九分の一ぐらゐの数字になるわけで、この点からいっても非常に現実合わないというふうな思ふわけですね。さらに年収が基準に合致していても、つまり非常に経済的に困難だという基準には合致していても、成績が通知表の三・五に満たないという人がどれくらいいるのかおわかりでしょうか。

○政府委員(宮地眞一君)　御指摘の、年収が基準に達していても成績が基準に達していない人は、先ほどの育英会の調査によりますと四八％余りという数字になっております。

○吉川春子君　ちよつと多いんじゃないですか、読み間違ひじゃないですか。

○政府委員(宮地眞一君)　失礼しました。二点以下のもので四八％余りでございまして、先ほどの一九〇の差で約二九％が家計基準を満たしながら学力基準を満たしていない者の数の比率という数字になるわけでございます。

○吉川春子君　そうしますと、実際に育英会の基準に当てはまっても借りていない人が十何％いて、さらに家計基準が当てはまるけれども成績が達しないから受けれない人が、今のお話ですと、三〇％ぐらゐいるということを考えますと、非常に高校生の奨学資金を受けている数が少ない、あるいはその基準にいろいろ問題があるというふうには私は指摘せざるを得ないわけですね。

今回の法改正で第一条の目的の中に「教育の機会均等に寄与する」ということを法文上入れられたわけですね、新たに。そういうことと照らし合わせても、高校生の実態を今文部省のお示しになっ

た数字で見て、経済的な理由によって機会均等がかなり損なわれるおそれがあるのではないかと。特に経済的な理由によって高校を中途退学する生徒も多いということが調査で明らかになっております。こういうことを考えますと、こういう条文を、せつかくこの文言をお入れになったわけですから、教育の機会均等を高校生も保障するように、将来的に高校生に奨学生の枠をふやしていく必要があると思ひますけれども、そういうことは御検討いただけるでしょうか。

○政府委員(宮地眞一君)　御指摘のように、新しい条文では「教育の機会均等」ということを一条の目的のところで特にうたつたわけではございまして、それは従来からもそういう対応をしておりましたものを特に明確にしたという趣旨のものでございます。

御指摘の高校生の場合の学力基準の問題でございしますけれども、私どもとしては、この新しい法律が成立をいたしました後の対応でございしますけれども、従来の基準との継続性ということも考えまして、従来は一般貸与と同じ基準でございまして、中学校成績平均三・五以上というものでございまして、今すぐ有利子化するかどうかの問題は、その上の大学の中に大学院が入るのかということをお聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(宮地眞一君)　その点で申せばいずれも「その他政令で定める学校」という文言の中に入るものでございします。

○吉川春子君　そうしますと、この条文によつて大学院や高校生に対しても将来奨学資金を有利子化できる、そのルールが敷かれていくんだというふうに理解してよろしいわけですね。

○政府委員(宮地眞一君)　規定としてはそういう規定になっております。考え方としては先ほど御答弁申し上げたとおりでございします。

○吉川春子君　当面、政策的に高校は含めないとかんとかんということはもうさんざん伺ひましたけれども、今度の法改正の中で、とにかく高校も大学院も含めて有利子化の道がしかれていく。しかも、これは政令事項ですから、政令で定める学

校ですから、別に国会の審議を経なくても、来年度から、例えば高校生も有利子奨学生にしようという判断をすればもうできるわけですね。だから、非常にこれは重大な規定だと思ふんですけれども、文部大臣に伺ひますが、先ほど来局長は、もう高校の有利子化ということは考えていないんだ、法文はとにかくと考へていないんだというふうな言つておられるわけですが、ぜひ、文部大臣の口から、大学院あるいは高校生について有利子化はあり得ない、こういう約束をひとつしていただきたいと思います。

○国務大臣(森喜朗君)　有利子貸与制度は量的な拡大ということの一つのねらい、そしてまた無利子貸与制度というものの対してのこれは補充的な役割という意味で、量が非常に拡大をするということにむしろ私どもとしてはプラス面を考へていくわけでございします。したがひまして、卒業後、これを返還をしていくというこの立場を考へた場合には、これは高等学校の生徒の有利子ということについてはやはりなじまないものだということに私自身も判断をいたしております。

もちろん、法律の、この政令上の中にすべては含まれておりますが、こうしたことが国会での御議論というものも当然受けて、行政というものはこれから進めていかなければならぬことでもあることも言うまでもないことでございします。先ほど局長からも申し上げたとおり、私自身も高等学校の生徒については、このことについては対象とする考え方は今は持っております。

ただ、大学院につきましては、この中に有利子貸与制ということ、これは考へていっても差し支えないのではないかとこのように考へておるわけでございします。

○吉川春子君　時間がないので、本日はここ非常に重要な問題だから、もう少し突っ込みたいのですけれども、しかし、文部大臣が述べられた通りのお考えがあるでしょうし、国会の議論の中で、秋ごろまでなんて御自身でおっしゃっておられましたからね。高校生に利子をつけないという方針

が秋ごろまた変わったりすると大変なことだといふふうに思ふんですけれども、しかし、今度の法改正というのは、いろいろ問題はありますけれども、こうやって本間に、大学院であろうと高校であらうと、もう有利子の奨学金を政令で導入できるといふことをルールを敷いたという、ちょっと許しがたい、納得とでもできない、こういう規定であるといふことを私は指摘して、次に進みます。

次に、先ほどの御答弁のように、高校の奨学金の枠もふやしていかなければならないといふこともおっしゃられたわけですが、これらば資金はどうかというところが非常に問題になるわけですね。高校だけでなく、育英奨学資金の制度の拡充というのを考えたときに、その資金をどこから持ってくるかということが今の文部省のお立場に立つ限り非常に問題になってくる。無利子貸付と分を拡充するという点については、文部省は非常に消極的であると私は国会の論議を通じて感じました。有利子として奨学生の数をふやしていく方法もとらざるを得ないといえれば、財投に加えて民間資金の導入ということも必要になってくるわけですね。民間資金の導入については、衆議院の文教委員会でも文部省の答弁は、将来の検討課題という重大な答弁をしています。銀行関係者はこの点について大きな期待を抱いているのではないかと、このように私は想像をいたします。

なぜかと申し上げますと、まず第二臨調では育英奨学金の有利子化を打ち出してきましたけれども、そのメンバーの中には市中銀行の重役などが何人か含まれています。例えば阿部喜夫第一勧業銀行の副頭取あるいは小山五郎三井銀行相談役など、こういった方々が名前を連ねています。また、有利子制の導入と、その際の資金として一般会計以外からの資金の調達というところで報告しております。文部省の育英奨学事業に関する調査研究会、このメンバーの中には岩佐元富士銀行頭取の名前

も見られます。

そしてこれもまた、文部省発行の「厚生補導」百五十五号には、これからの銀行の最も有望な投資市場は教育市場であり、そこに市場を確立するために教育ローンと研究し、大々的に発売していくと銀行協会の岡田孝氏が述べておられます。二十二条の有利子化の規定、そして三十二条の日本育英会の債券発行という規定が新たに今度設けられましたけれども、こういうものと相まって奨学金制度の根幹を大きく突き崩していくんじゃないか、民間資金の導入ということによって、一方では口数をふやすという名の拡充ということによって奨学金制度の根幹が本当に崩されていくんではないかという懸念を持つわけですね。この点についてどうお考えでしょうか。

○政府委員(宮地眞一君) 政府貸付金以外の財源を、今回、有利子貸付制度を設けることによりまして、財源として考えることになったわけですが、この事業そのものが、国が実施する事業であること、そしてまた長期安定的な資金の確保が確実であること、比較的有利であることというふうな、いろいろな条件を勘案する必要があるという点で、その点では財政投融資資金を導入をする、これは調査会の報告にもそのことが述べられているわけですが、そういうことにはいたしたわけではございません。民間資金の導入については当面は考えておりません。

○吉川春子君 文部省の言われる財政投融資が、大蔵省との関係でいえば、大蔵省が非常に渋い。いつまで三つの利率を、もし法律の改正がなっても、維持できるかどうかということもそこにかかっているわけですね。財投に頼ってやっていると、このこと自身が、一方の大蔵省が渋い考えを示しているわけですから、これはある意味では非常に当てにならない。そして国からのお金も出していない。とすれば、私は民間資金の導入ということになりざるを得ないのではないかと、こうとを今指摘したわけですが、

確認するために一度伺いますが、文部省としては、銀行などの民間資金を大幅に導入して、将来的に育英奨学資金制度の拡充などというような構想はないんだと、そういう御答弁と承つてよろしいですか。

○政府委員(宮地眞一君) そのような構想は持っておりません。

○吉川春子君 それで、ちょっと時間の関係もありますので、もう一つ、もう一点伺っておきたいことがあります。

それは四十三条の大蔵大臣との協議事項についてです。文部大臣と大蔵大臣がいろいろと協議をして進めなければならぬという規定が今度の改正案の中にすぐたくさん入っているわけですね。文部省、育英会などの行うほとんどの業務がこれに当たると言っても差し支えないほどの協議事項が多いわけですが、なぜかという規定を置かなければならぬのか、その点について伺います。

○政府委員(宮地眞一君) この点は、最近の立法例に倣いまして業務方法書の作成の認可、事業計画、予算及び資金計画の認可等の日本育英会の財務、会計に關する重要事項を対象としたものでございまして。これは現行の日本育英会法が立法された時期が古かったというようなことなどもございまして、現在規定はございせんでしたが、今回の全部改正に際しまして、最近の立法例に倣って規定の整備を行ったものでございまして。もちろん、このことによつて育英奨学事業を遂行します文部省の主体性が損なわれるものではないといふぐあいに私も考えております。

○吉川春子君 文部大臣と大蔵大臣の協議事項はすべての点にわたるわけではないんで、一定の基準をもって設けていると思うんですが、どういう判断でもって協議事項に当たるといふものを選び出したのか、その基準をお聞かせください。

○政府委員(宮地眞一君) 先ほど御答弁申し上げたように、基本的には、財務、会計に關する事柄

が基本的なものでございまして。文部省所管の、ほかの特殊法人の場合にも、通例、そういう規定があるわけではございまして、例えば、人事に關すること、例えば、理事の任命その他に關しましては、もちろん、これは協議をするというふうな事柄ではないわけではございまして。したがって、基本的には、財務、会計に關する事柄でございまして、予算の執行に重要なかわりがあることについては、財政当局とその点について協議を整えて対応をしていくという考え方でございまして。

○吉川春子君 そういたしますと、例えば、二十一条の二項の「育英会は、文部大臣の認可を受け、前項に規定する業務を行うことができる。」達成するため必要な業務を行うことができる。これが大蔵大臣との協議事項になっていきますけれども、「第一条の目的を達成するため必要な業務」というのは、この二項で言うところの「業務」というのは具体的にどのようなものですか。

○政府委員(宮地眞一君) ただいまのところは具体的な内容は考えておりませんが、そういうことを行う場合に予算を要するものがあれば、その点については、やはり協議ということが考えられるわけではございまして。

具体的な事柄としてどんなことが考えられるかといえれば、例えば必ずしも確かなものではございせんが、奨学生の表彰でございましてとか、奨学生をいわば勇気づけるようないろいろな事業というふうな事柄も考えられるのではないかと、思います。

○吉川春子君 予算を要するものがあれば、それについて協議事項とするというふうに今おっしゃいましたけれども、法文の中にはそういうふうには書いてありませんで、とにかく一条の目的を達成するために一項の方に、二、三、四と四つほどありますけれども、それを除いたすべての問題について大蔵大臣との協議事項になるというのが二項の規定ではないんですか。

○政府委員(宮地眞一君) 規定としてはそういうことでございまして、内容的になぜそのことが協

議事項になつてゐるかといふことについて先ほど御説明をしたわけでございませう。

○吉川春子君 今具体的に何にも思ひ浮かばないもので、しかも、会計とか財務とか、そういうことに關係のないことまで包括して、この目的を達成するための業務といふことで、大蔵大臣と協議しなければならぬといふふうになることは、物すごい育英奨學事業の自主性を損なう、発想が、考え方が、そういうものではないかと思ふんですけれども、いかがですか。

○政府委員(宮地實一君) その点については、先ほど来、御答弁申し上げてゐる点に尽きるわけでございまして、私も、こういう事柄の協議をするといふことが自身が文部省自体の行政の遂行について主権性が損なわれるといふようなことになるとは考えておりません。

○吉川春子君 そういふふうな今、局長がおっしゃつても、法文上、「一条の目的を達成するため必要な業務」、これから、どういふことが出てくるかわからないとおっしゃるけれども、そういうものも含めて、特別に財務とか会計とかの留保つきもなしに大蔵大臣との協議事項、文部大臣との協議事項といふことになるわけですから、このことは非常に客観的に、奨學事業に対する文部省の自主性が損なわれ、大蔵省がどんどん口を出していくという形になると思ふんですよ。局長がいかに今の時点で、私はこう思ふといふふうには御答弁なさつても、法律の条文といふものはひとり歩きするものですから、私はそこを指摘しておきたいといふふうになつてゐるわけなんです。

それで、最後に文部大臣のお考えを伺いたいんですが、今のことで、今回の法改正によつて育英奨學事業といふのはかなり大蔵省の干渉を受けることは必至だといふふうになつてゐるわけなんです。有利子制の導入にいたしましたも、もつぱら經濟効率の観点から見ようとする第二臨調路線のもちろん方針そのものだ。文部省は独自に自分たちで検討して、独自に奨學金に利子をつけるということを導入したといふ答弁を繰り返しておつし

やつておられますけれども、しかし、もうこれは明らかに第二臨調のその路線の中に含まれてゐるわけですね。私は、この育英奨學金に利子をつけるという今度の象徴的なこと、そして、これだけ大蔵大臣との協議事項もたくさん法文の中に書き込まれてゐるというところで、文部省として本當に自主性を持つてこの事業が行なうべきなのではないかという懸念を持つてゐるわけです。そして文部大臣としては、大蔵省に振り回されずに、育英奨學事業について自主性を持つて、教育的な観点から、教育の機会均等を保障するといふ観点から今後ともやつていただきたいと思ふんですけれども、その点について決意を聞かせてください。

○國務大臣(森喜朗君) 今、先生から御指摘をいただきましたが、そうした御指摘も、もちろん私もたがひたびたび申し上げておりますように、教育の機会均等、そしてまた量的な拡大、できる限りこの恩恵を多くの方々に広げてあげたい、こういう気持ちから、この法律の改正をお願いしておるわけでございます。教育基本法や憲法の精神を生かして、教育的見地に立つてこの制度を運用していく、展開をしていくといふことはもちろんのことでございます。

局長からも答弁申し上げましたけれども、大蔵大臣に振り回されるのではないかと、このことでございまして、やはり一般会計を資金として運用しております以上は、何も私どもこの育英会だけではございませぬ、最近の立法例はすべてそういう方向をとつておるわけでございまして。

そういう意味で、これから主権性をしっかりと、文部省としては教育の施策であるといふことだけは明確に私どももこのことは銘記しながら、本来の趣旨に沿つて実行でき得るよう、また運営でき得るよう十分に配慮していきたい、このように考えています。

○吉川春子君 終わります。
○美濃部亮吉君 いつものとおり最後になりましたが、あと三十分でございますが、もうしばらく御

辛抱をお願い申し上げます。

前回の委員会を通じて、憲法及び教育基本法に基づきまして、民主主義国家である日本における教育といふものについて、すべての国民は能力がある限り教育を受ける権利を持つており、国は修学困難な者に対して修学の方法を講じなければならぬといふこと、このことは、教育といふものは憲法の二十五条にあるように健康にして文化的な生活の最低限度の条件であるといふこと、そういう点については御同意を得たといふふうに思いますが、いかがでございますか。

○國務大臣(森喜朗君) そのとおりでございます。先にも申し上げたように、教育といふものは国がなすべき義務を負ひ、国民が要求する権利を持つてゐる、そういうことであるといふふうに思ひます。これに対して、今の奨學資金に有利子制度を導入するといふこと、これは非常に重大な問題を含んでおるといふふうに思ひます。この有利子制度を導入するといふことは、教育資金、つまり奨學資金の給与について受益者負担の考え方を導入するといふことであると思ひます。それでございまして、国がなすべき義務を負ひ、国民が要求する権利を持つてゐる、そういう仕事について受益者負担といふ考え方を私は導入すべきではないのかと思ふのです。

そういう点においては、例えば道路であるとか公園であるとか、橋梁であるとか、港灣であるとか、自然を保護する仕事であるとか、そういうふうには国民の健康にして文化的な最低限度の条件を国が保障してやる、今言ったような仕事については、受益者負担といふ考え方は導入すべきではないといふように、教育資金である奨學資金については受益者負担といふ考え方を導入する、言いかえれば有利子制度を導入するといふことは、私は憲法違反とまではいかならないにしても、日本の憲法及

び教育基本法等が規定をした民主主義的教育のあり方、そういうものには違反する考え方ではないだろうか、そう思ふのですが、いかがでございますか。

○國務大臣(森喜朗君) 私どももいたしましては、教育は国政の基本であるといふそういう立場から、できる限り学生に対して教育の機会を与えて差し上げる、こういうスタンスが必要だと思つております。したがしまして、高等教育の機会均等を確保するためには、いろいろと国会でも御議論をいただいておりますが、私学助成、あるいはまたたまたまお願いをしております育英奨學事業、こうしたことの充実に努めてゐるわけでございませう。

今回の改善におきまして、もうたびたび局長からも私からも申し上げておりましたお耳ざわりかもしれませんが、あくまでも貸与月額の改定など質的な改善に重点も置く、同時にまた、財政資金を、こうした財政状況でありますので、量の拡大をして、できる限りその機会をたくさんつくつて差し上げたい、こういうことから低利の制度を設けたといふことでございまして、先生がお話をなさいました、いわゆる受益者負担といふ、そういう立場で、この制度をお願いいたします。そのものではございませぬ。あくまでも教育基本法そしてまた憲法の趣旨を大事にしながら、教育の機会均等、そして量的な拡大を奨學資金としてぜひ求めたい、こういうことから、この制度をお願いをしたわけでございまして、決して先生から御注意をいただきますように受益者負担といふ、そういう立場で、この考え方を取り入れたものではないといふことを明確に申し上げておきたいと思ひます。

○美濃部亮吉君 そうはおっしゃいますけれども、奨學資金に利子を支払ふといふことは、私は、教育を受けることが国の義務であつて国民の権利であるとするならば、国が貸与ではなくして給付、つまり返さないでもいい、つまり、これだけお金を上げるから教育を受けてくれと、そういう

う貸与でなくて給付である、それを中心にしている。それは民主主義的な教育というものを考えている。当然のことだと思ふですね。それでありますから、私は民主主義的な教育から考えるならば、給付であるべきであると、貸与は貸与と、返すことなんか考えないで、とにかく教育の資金を与えるんだというだけのことです資金を給付すべきである。しかも、それを今度は利子を付すると、利子というのを付するとするならば、ほかの稼きから、ほかで、卒業してから自分で仕事をして、その自分の仕事から利子を支払うんですから、これは当然受益者負担になると、それでですから、給付であるべきであるのに奨学資金がほとんど貸与である中心としている、給付は一つもない、貸与であるということが第一に民主主義的な教育という見地からは外れているし、ましてや利子を支払えということはなお一層、つまり民主主義的な教育という観点からの奨学資金とは外れているんじゃないだろうかと思えますけれども、いかがでございましょう。

○國務大臣(森喜朗君) 義務教育については国がその経費を負担をしていくこと、これは義務教育の公がかわる精神としては大事なところでございますから、これは国としての責務というものは伴ってくると思います。しかし、高等学校以上の学生及び生徒に対しては、私はこれはまた義務教育とは観点が違うというふうに思ふんです。これは論議は、いろいろな角度からとらえてみますと、必ずしも明確に分けるべきではないと思ひますけれども、法律的な義務、責任というように先生が御指摘になりますので、そういう立場からいいますと、大別して義務教育とそうでないものとに分け方というのはあつてもいいと思ふんです。育英奨学事業というのは、これは国の責務として実施しておるわけでございまして、したがいまして、給与制をとることが当然の義務だと、絶対的な義務だというふうには私どもは考えてはおりません。しかし、こうした育英奨学事業の形態というの是有利子より無利子、無利子貸与よりも給付

制がいいということは、これはもう当然私どももそういうふうに理解をいたしておりますが、我が国におきますこの日本育英会は、この制度を取り入れましたその当時も、ある程度の意見はございましたけれども、その当時としてはこの貸与制度というやり方を採用してきたという、そういう歴史的経過というものがあつたわけでございます。しかし、これについては、確かに先生のような見方もいろいろございますけれども、やはり奨学生が返還の義務を果たして、そして後進育成の資金としての返還金を準用させる、運用させるという意味では事業規模の拡大になるというメリットもあるわけでございますから、一概に、そういう形の中で、これは民主主義的教育に反するのではないかというお考えは、お考えとしてよくわかるんですが、必ずしも、私どもは、これは民主主義的教育に反するというふうに、私はそういう解釈はとり得ないじゃないかというふうにも考えております。ただ、当然、今後日本の文明度の成熟とい

うものも考えてまいりますと、まだ育英奨學制度というものを採用して、端的に言えばまだ六十年ということになるのかもしれないが、そういうふう to 考えますと、今後とも、いろんな制度としては、先ほどから多くの皆さんからも御意見がありますように、まだまだ充実をさしていくという方策はいろいろきめ細かに考えていかなきゃならぬというふう to 考えております。ただ、給付制はとっておりま す、給与制はとっておりませんけれども、一定限教育や研究職に従事した場合という場合には返還を免除するというふうなこともございまして、いささか、若干ということにもなりますけれども、給与制にかわる役割を果たしている面もあるわけでございますので、どうぞその辺でも御理解をいただきたいというふう to 思っています。先生のお考えは一つのまた御意見であるということは私どもも十分受けとめていかなければならぬというふう to 考えております。

○美濃部亮吉君 私のは意見ではないんで、憲法及び教育基本法に基づく限り当然そういう帰結に

なるのではないだろうかという、私の意見はちつともまじつていない、客観的な理論的な結論としてそう言っているわけなのでございます。それで、今、義務教育のことをお話しになりましたけれども、義務教育は若干違うんであって、人間として備えていなければならない教育、その程度、その程度までは国民全般が必ず備えていなければならないという教育が義務教育であつて、それ以上の、つまり義務教育以外の教育程度で十分であると考える人、そうしてまた経済的に能力、憲法でも言っているように能力等を考えて、それ以上の教育を受けることを希望する人、そうして能力のある人、これは国民全体だれもがそうでなくつて結構なんですから、そういう人に対しては奨学の機会を国は与えよ。それで、奨学資金を具体的には与えて、そうして就学させるべきである、そう僕は憲法及び教育基本法は言っているのではないだろうか、そう思うんですけれども、いかがでございましょうか。

○國務大臣(森喜朗君) 先ほども申し上げましたように、まず先生のは意見だというふうに私は申し上げておるのではなくて、そうした御意見であるということも私は踏まえますが、私どももいたしましてはこの制度改正につきましては、先生がおっしゃるように民主主義教育というものに對して反しているというふうに私どもは考えておりませんというのを申し上げたわけですし、しかし、先生の御意見をそのまま私は否定するものではございません。判断として、私どもはそういう判断をいたしておる、こういうふうに申し上げたわけで、御意見としては十分私どもは拜聴をさしていただくというふうに申し上げたわけでございます。

○美濃部亮吉君 これ以上幾ら議論をしても結論には到達しないからもうやめますけれども、今も申しましたように、これは私の意見じゃないんですね。憲法と教育基本法に基づいて、その論理的な当然の結論としてこういうことになると言っているんで、もし、それに反論をなさりますなら

ば、憲法と教育基本法に言うところからは、そういうふうになるのではないということを論証していただかなければ、私の説は間違いであると、意見は間違いであると、意見じゃないんですけれども、言っていることは間違いであるということをも論証することにはならないと思うんです。

私は少し話は別ですけれども、知事のときに水道料金について非常に悩んだんです。水道料金の値上げをしなければならないという時期になりました、私は、健康にして文化的な生活の最低限度というものは、やはり水が、一定の水の使用というものがあると、それでありますから、この憲法の状況に従う限り、水道料金は最低限度の生活を営むのに必要である限りにおいては無料にすべきである。それは公園であるとか、道路であるとか、そういうものを無料で使うというのと同じことではないだろうかということを考えて、そうすべきであると思つたんですけれども、いろいろな事情があつて、事情といいますか財政上の事情があつてできなかったわけでございます。私は今の教育も同じようなことであつて、大臣が私の言う論理が間違つていない、確かにそうだと、そうであるけれども今はできないんだ、財政の事情その他があつてできないんだのであるならば私は納得をいたしますけれども、それ、これ以上私は申しません。それでございますから、私はこの教育を受けるということとは国民の能力がある限りにおいて權利であるし、そういう機会を与えるのは国の義務であるということを前提といたしまして、就学を希望する人たちその全部に対して奨学資金を与えるということにすべきであるし、それで奨学資金でも十分に生活できる、生活の最低限度までも保障する、そうして、もちろん給与であつて、貸与ではなく、ましてや利子を付するなというのとはんでもないことだ。そういうふうな奨学資金をなすべきであるのが本当の民主主義的な教育であるというふうに考えまして、そう申しますんですけれども、それが私の意見であつて、大臣はそれは考えないとおっしゃれば、これ

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(二通)

請願者 神奈川県横浜市鶴野四七五ノ四
宮下寿子 外千三十五名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八〇八四号 昭和五十九年七月六日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 愛知県津島市古川町二ノ一五三
鈴木靖子 外九百九十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八〇八五号 昭和五十九年七月六日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 茨城県那珂郡大宮町八田九七六
松本茂美 外九百八十八名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八〇八六号 昭和五十九年七月六日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 千葉県安房郡鋸南町下佐久間三、
一八八 鈴木順子 外三百十四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八〇八七号 昭和五十九年七月六日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(二通)

請願者 北海道小樽市朝里三ノ一二一〇
永山昌文 外二千五百五十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八〇八八号 昭和五十九年七月六日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 愛知県半田市柊町二ノ一〇八 菅
原さかゝ 外九百九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八〇八九号 昭和五十九年七月六日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 愛知県豊明市前後町大代一、六〇
五ノ七一 酒井昭江 外五百三十
九名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八〇九〇号 昭和五十九年七月六日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田県大曲市須和町二ノ一〇一九
佐藤政一 外四十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第八〇九一号 昭和五十九年七月六日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田県湯沢市関口寺沢二四六ノ一
古谷武夫 外四十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第八一〇八号 昭和五十九年七月六日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(二通)

請願者 佐賀県伊万里市新天町 中島カズ
子 外千九百九十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。
第八一〇九号 昭和五十九年七月六日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 愛知県岡崎市野畑町南郷中四九
佐野寛海 外九百九十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一一〇号 昭和五十九年七月六日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 愛知県一宮市今伊勢町馬寄東更屋
敷二二 柳田道行 外九百九十九
名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一一一号 昭和五十九年七月六日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 北九州市小倉北区三萩野二ノ四ノ
二三ノ四〇三 松田貴美子 外九
百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一三七号 昭和五十九年七月七日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 茨城県真壁郡明野町押尾一、〇六
五 西村房子 外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一三八号 昭和五十九年七月七日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 茨城県真壁郡真壁町白井五二二ノ
五 井坂衛 外九百二十七名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。
第八一三九号 昭和五十九年七月七日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 福岡県八女郡立花町山崎一、七七
七 針玲子 外九百九十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一四〇号 昭和五十九年七月七日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(二通)

請願者 北海道士別市東丘三ノ三 保浦俊
夫 外千九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一四一号 昭和五十九年七月七日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 千葉県君津市南子安四ノ一ノ三
〇 廣田守利 外九百九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一五五号 昭和五十九年七月七日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(三通)

請願者 東京都調布市多摩川三ノ五ノ一四
椎野雅子 外二千九百九十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一五六号 昭和五十九年七月七日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 千葉県君津市南子安四ノ一ノ三
〇 廣田守利 外九百九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

する請願

請願者 北九州市門司区吉志六六七ノ一

森下晋一 外九百九十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一五七号 昭和五十九年七月七日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 秋田市新屋敷町八ノ七五 蛭田秀

法 外四十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第八一七三号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 愛知県豊橋市植田町新池一四 小

林宏一 外九百九十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一七四号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 横浜市港南区日野南一ノ一三ノ二

三 鈴木玲子 外百十一名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一七五号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 千葉県木更津市請西三ノ七 武田

まゆみ 外九百九十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一七六号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 茨城県新治郡桜井町二ノ二〇三

ノ二〇一 阿部哲也 外七十二

名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第八一七七号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 秋田市飯島松根町八ノ二八 妹

尾なつみ 外八十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第八一八九号 昭和五十九年七月九日受理

大福私学助成に関する請願

請願者 愛知県豊橋市清水町一三ノ三

岩原鑑夫 外二千九百九十九名

紹介議員 高木健太郎君

この請願の趣旨は、第五九〇二号と同じである。

第八一九〇号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 愛知県刈谷市銀座一ノ五三 杉浦

由三 外九百九十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一九一号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願(二通)

請願者 横浜市港北区日吉本町三八四 田

中誠信 外八十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一九二号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 長野県岡谷市神明町三ノ一ノ七

古林修 外九百九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一九三号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 福岡県大牟田市天領町三ノ一ノ五

田中陽子 外九百九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一九四号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 福岡県大川市新田四九二 龍正治

外九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八一九五号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 秋田県大曲市福見町五ノ一四 吉

沢栄 外四十四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第八二〇二号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 横浜市港南区大久保二ノ三〇ノ四

一 森修一 外三十四名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八二〇三号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 愛知県豊橋市石巻中山町大門一四

ノ一 稲垣學 外九百九十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八二〇四号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市湘南鷹取一ノ二

〇ノ三 和田和子 外三十四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八二〇五号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 北海道広尾郡忠類村栄町 桑原栄

子 外九百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八二〇六号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 千葉市大椎町一、二二九ノ八七

五味章子 外千六十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八二〇七号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等
に関する請願

請願者 横浜市港南区日野町二、三〇〇

柏木民 外二十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八二〇八号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田県由利郡大内町岩谷日渡 渡

会栄一 外四十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第八二三六号 昭和五十九年七月九日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願(五通)

請願者 大阪市鶴見区諸口六ノ一四ノ三

中島浩司 外二千三百六十二名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八二四四号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 横浜市旭区二俣川一ノ四八 戸張

均 外三十四名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八二四五号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区本郷三ノ九ノ一〇

佐藤信 外三十四名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八二四六号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡稲築町鴨生 山崎邦

夫 外九百九十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八二四七号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田県平鹿郡雄物川町大沢一七五

ノ二 中村良廣 外四十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第八三〇二号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願(二通)

請願者 千葉市真砂一ノ一二ノ九ノ四〇四

大関富美子 外千五百十二名

紹介議員 稲山 篤君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八三〇三号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区玉川三ノ三八ノ四

藤本敦夫 外六十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八三〇四号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願(二通)

請願者 横浜市中区扇町二ノ三ノ四扇町ビ

ル三〇四 西村和久 外六十四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八三〇五号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 横浜市長区竹山三ノ一ノ二 畑野

和子 外三十四名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八三〇六号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 神奈川県秦野市入船町一ノ八

和田友弥子 外七十名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八三〇七号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 横浜市長区三保町二、一七九ノ二

ノ一ノ一一五 荒巻武郎 外五十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八三〇八号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 愛知県常滑市大野町七ノ六二ノ二

森田仁志 外九百九十九名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八三〇九号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 秋田県由利郡仁賀保町平沢山王森

三四ノ二 畠山ヨシエ 外四十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第六八二四号と同じである。

第八三四八号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 北九州市門司区畑二、一四〇 原

田敬二 外九百九十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八三四九号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 神奈川県伊勢原市東大竹七〇七ノ

一一 浜田元子 外六十九名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八三五〇号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 神奈川県平塚市広川二三ノ一 田

中正夫 外七十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八三五一号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願(二通)

請願者 神奈川県平塚市南金目一八ノ一ノ

一〇 富樫正一 外百七名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八三五二号 昭和五十九年七月十日受理

教育職員免許法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願

請願者 千葉市鎌取町一八ノ四 村井せ

つ子 外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

子 外六百二名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

請願者 山口県厚狭郡山陽町加藤北 東和
子 外百二十四名
紹介議員 小柳 勇君

第八四六九号 昭和五十九年七月十一日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(二通)

第八四八二号 昭和五十九年七月十二日受理
教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する

請願者 大阪府豊中市南塚塚一ノ二ノ一ノ

紹介議員 四〇八 吉田彌生 外五十三名

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五〇〇号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 神奈川県平塚市河内一四〇ノ三五

紹介議員 大久保勇造 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五〇一号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 千葉市葛城二ノ一五ノ一 坂本千

紹介議員 恵子 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五〇二号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡野田町寺田 中川ト

紹介議員 シノ 外六百九十六名

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五二六号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区名瀬町六七六 関口

紹介議員 勝利 外三十五名

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

請願者 千葉県夷隅郡大原町大原一、五

紹介議員 〇〇ノ一 池田恒 外九百九十

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五二八号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 神奈川県伊勢原市三ノ宮一、〇七

紹介議員 六ノ二 庄司町子 外三十四名

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五二九号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 愛知県渥美郡田原町大草北山寺三

紹介議員 四 寺田康雄 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五三〇号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 横浜市神奈川区菅田町西菅田団地

紹介議員 七ノ一ノ二〇一 末武育子 外百

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五三二号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 横浜市神奈川区平川町九ノ一三

紹介議員 内藤武彦 外百四名

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五五一号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 横浜市港南区港南台二ノ一ノ五ノ

紹介議員 一、一〇七 左奈田浩次 外六十

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五五二号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 高知市福井町二、〇三ノ三 永

紹介議員 野健一 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五五三三号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 新潟県三条市直江町二ノ二ノ三二

紹介議員 高橋真澄 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五五四号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 新潟県新津市山谷町三ノ五ノ一五

紹介議員 斉藤一郎 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五五九号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 新潟県中魚沼郡川西町越ヶ沢 川

第八五七〇号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 新潟県上越市日之出町八ノ七 井

紹介議員 上賢昭 外九百五十一名

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五七一号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 山形県最上郡最上町向町一、六七

紹介議員 五ノ二 及川磨 外七百三十二名

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五九〇号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願(四通)

請願者 横浜市港南区最戸二ノ七ノ五北村

紹介議員 莊 牧口敷 外二千五十四名

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五九一〇号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 岡山県総社市久代一、九一七 田

紹介議員 辺敏雄 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第五九五〇号と同じである。

第八五九二〇号 昭和五十九年七月十二日受理

教育職員免許法・日本育英会法の改正反対等に関する請願

請願者 山形県東根市野田一六四 石垣恭

昭和五十九年八月二日印刷

昭和五十九年八月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D